

日英EPAによる輸出時の特惠関税利用 の留意点

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部欧州ロシアCIS課

2021年1月21日

本資料の第三者への提供はお断りします。
また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。

目次

1. 日英EPAの概要と関税削減の効果
2. 関税率の調べ方
3. 原産地規則の概要
4. 原産地手続き

目次

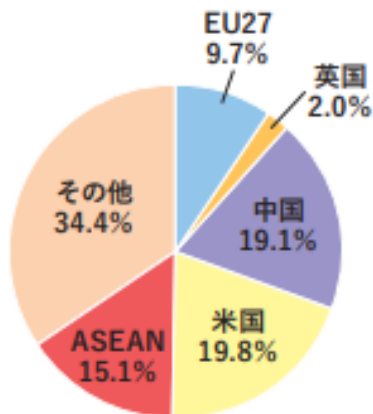
1. 日英EPAの概要と関税削減の効果
2. 関税率の調べ方
3. 原産地規則の概要
4. 原産地手続き

1-1 | 日本と英国の通商関係

- 英国は日本の輸出先の2.0%、対外直接投資残高の9.3%を占める重要な貿易投資相手国。
- 英国は2021年12月31日、EU離脱の移行期間の終了に伴いEU単一市場と関税同盟から完全に離脱した。これにより、英国は日EU・EPAの適用対象から外れることになった。

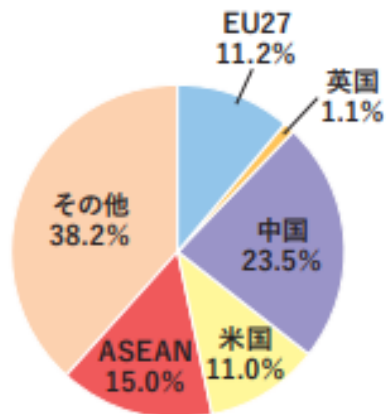
日本の貿易・投資における英国のシェア（2019年）

輸出先(2019年)

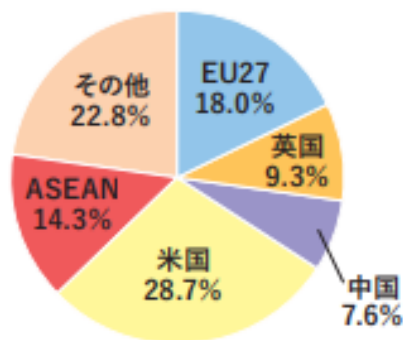


(資料)「貿易統計」(財務省)よりジェトロ作成

輸入先(2019年)

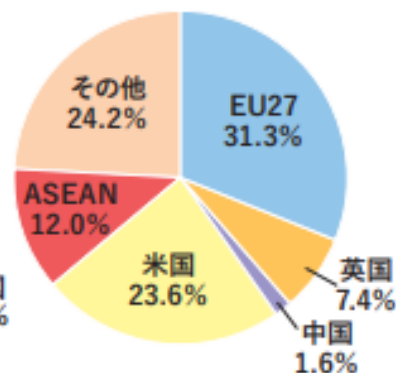


対外直接投資残高
(2019年)



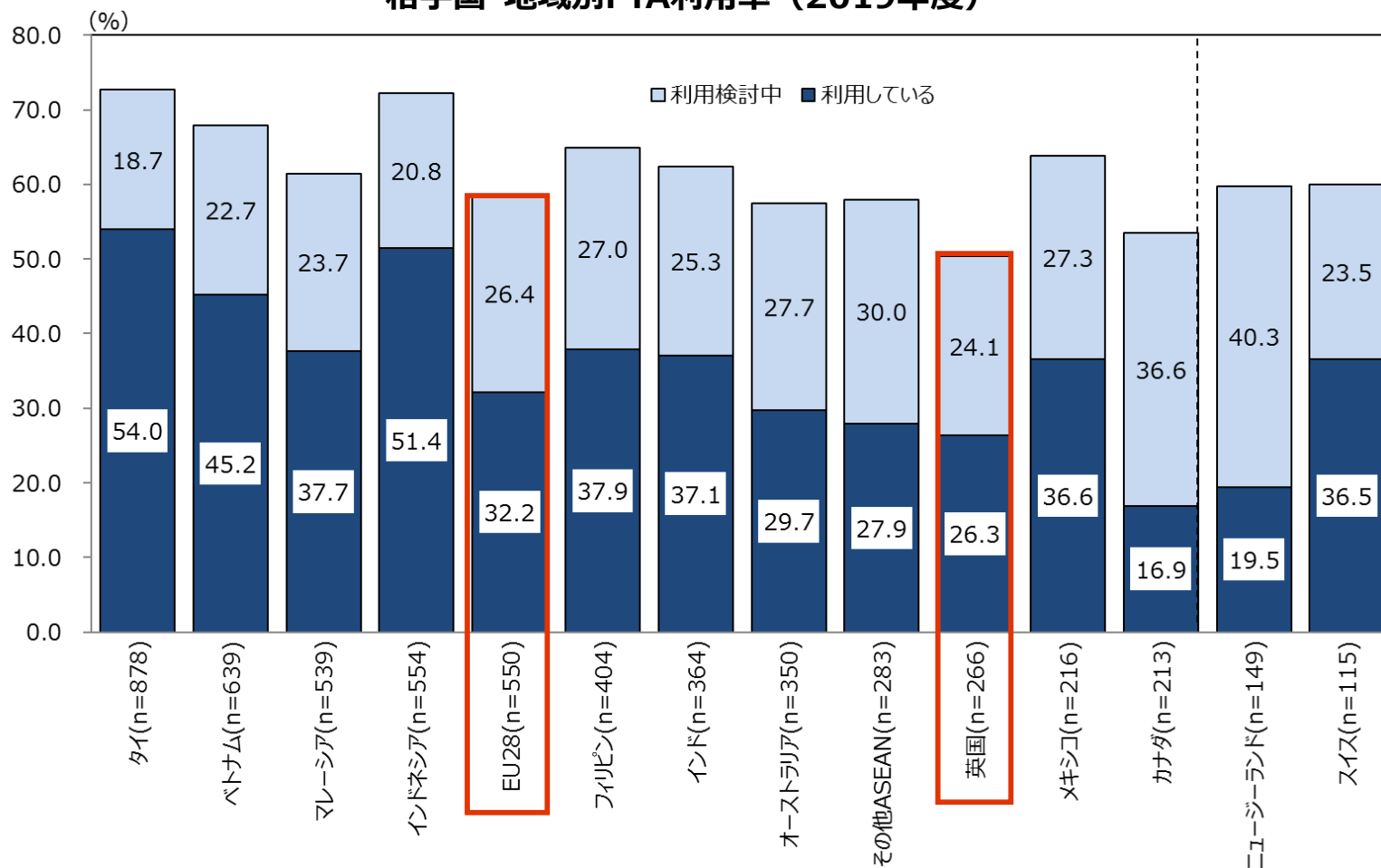
(資料)「本邦対外資産負債残高統計」(財務省、日本銀行)からジェトロ作成

対内直接投資残高
(2019年)



1-2 | 日EU・EPA発効年から多くの企業が利用

相手国・地域別FTA利用率（2019年度）









(注) ①nは、FTA相手国・地域への輸出を行っている社数から、「一般関税が無税またはFTA以外の関税減免制度を利用している」企業を除いた社数。左からnが多い順。

②米国については、正確には他のFTAとは異なる物品貿易協定との位置付け。2020年1月1日に発効したが、調査時点では未発効。

(出所) 2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査

1-3 | 英国向け輸出における日EU・EPAの利用状況

品目	日EU・EPA利用率 (注1)	日EU・EPA税率 (注2)	EUのMFN税率	日英EPA税率 (UKGT)	品目	日EU・EPA利用率 (注1)	日EU・EPA税率 (注2)	EUのMFN税率	日英EPA税率 (UKGT)
 バイク	79.2%	3.0% (大型バイク)	6.0%	3.0% (6.0%)	 牛肉 (生鮮、冷蔵、骨なし)	96.2%	無税	12.8%+ 141.4 ~303.4 ユーロ /100kg	無税 (12.0% + 253GBP /100kg)
 ゴム製空気タイヤ	78.8%	無税 (乗用車用)	4.5%	無税 (4.0%)	 水産品(魚のフィレ) (その他の海水魚)	98.6%	無税	無税~ 26.0%	無税 (18.0%)
 ガラス繊維	98.2%	無税 (細断したもの)	7.0%	無税 (6.0%)	 しょうゆ	90.7%	無税	7.7%	無税 (6.0%)

(注1) EPA利用率 = 実際にEPAの特恵関税を利用した輸入額 (A) / 特恵関税の適用対象になり得る品目の輸入額 (B) (2019年2月~2020年1月)
EU側の輸入統計において、還付手続未了分は反映されていないため、上記計算式の(A)には含まれない。また、EUには、EU域内での加工を目的とした輸出品について、加工後にEU域外に輸出する場合は関税を課されない制度 (inward processing procedure) があり、この制度に該当するものは上記計算式の(A)及び(B)のいずれにも含まれない。

(注2) 日EU・EPA税率: 2021年1月1日時点の税率

(注3) 括弧内赤字は英国の2021年1月1日からの実行関税率

(出所) ユーロスタット、日EU・EPA譲許表、英国政府

1-4 | 日英EPAの概要

- 英国のEU離脱に伴う移行期間が2020年12月31日に終了し、英国が日EU・EPAの適用対象外となったことを受けて、同年中に署名、批准手続きが終了していた日英EPAが発効した。
- 日英EPAは、物品貿易だけでなく、サービスや知的財産権などを含む全24章からなる包括的な協定となっている。

▼日英EPA和文テキスト（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24_001186.html

▼日英EPA英文テキスト（外務省）

https://www.mofa.go.jp/ecm/ie/page24e_000270.html

日英EPAの署名式（2020年10月23日）



（出所）外務省ウェブサイト

1-5 | ジェトロの日英EPA特集ページのご紹介

- ジェトロは日英EPAの特集ページを開設し、日英EPAに関する最新情報を提供。
- 2020年12月24日には「日英EPA解説書：日英EPAの特恵関税の活用について」を公開、日英EPAの特恵関税の活用方法や日EU・EPAとの主な違いをまとめている。

▼日英EPA特集ページ

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

特集
日EU経済連携協定（EPA） / 日英包括的経済連携協定（EPA）について



日英EPA

日英EPAが2020年9月11日の大筋合意を経て、10月23日に署名されました。12月には、日英両国の国会・議会での承認手続きが完了しました。日英EPAは、日本と、EU離脱後の英国との、日EU経済連携協定（EPA）に代わる、新たな貿易・投資の枠組みを規定するものです。現在、日EU・EPAの下で得られている利益の喪失を回避し、日系企業のビジネスの継続性を確保するため、2020年12月31日の英国のEU離脱に伴う移行期間の終了後に、発効する予定です。



日EU・EPA

2019年2月に発効した日EU・EPAは、品目数ベースでEU側の関税の約99%を撤廃、日本側の関税の約94%を撤廃し、双方の市場アクセスを格段に改善する先進的な協定です。協定発効から1年半以上が経過し、既に多くの日本企業が利用していますが、ジェトロはさらなる利用促進のため、日英EPAと併せて引き続き情報提供していきます。

なお、ジェトロの個別支援サービス「[新輸出大国コンソーシアム](#)」では、欧州ビジネスの無料個別相談をご利用いただけます。

また、輸出時の原産地申告の準備等のEPA実務については、[EPA相談デスク](#)（経済産業省による東京共同会計事務所への委託事業）が無料相談を受け付けています。

日英EPAについて new!

日英EPAが2020年9月11日の大筋合意を経て、10月23日に署名されました。12月には、日英両国の国会・議会での承認手続きが完了し、2021年1月1日に発効する予定です。

▼ [日英EPA関連情報](#) ▼ [日英EPA解説書](#)

▼日英EPA解説書（2020年12月版）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/jpuk_epa.pdf



日英EPAの特恵関税を活用し、関税削減のメリットを得るために必要な原産地規則の読み方や基本的な手続き、日EU・EPAとの主な違いを解説しています。（PDF104ページ、**ダウンロード無料**）

1-6 | 日英EPAの全体像 ~日系企業のビジネスの継続性を確保~

- 日EU・EPAの下で約束されていた英国の高いレベルの市場アクセスを維持・改善
- 日英EPA間のサプライチェーンを維持する「拡張累積」
- 電子商取引などの分野でより先進的なルール

日英EPAにおける章	内容
第1章 総則	本協定の目的、用語の定義、WTO協定との関係
第2章 物品の貿易	個別品目の関税撤廃、削減、その他物品貿易に関するルール
第3章 原産地規則及び原産地手続	本協定に基づく特恵税率が適用される原産品の要件、手続
第4章 税関に係る事項及び貿易円滑化	税関手続の透明性確保、簡素化等
第5章 貿易上の救済	輸入急増の場合等における緊急措置（セーフガード、AD等）
第6章 衛生植物検疫（SPS）措置	SPS措置に係る手続の透明性向上
第7章 貿易の技術的障害（TBT）	強制規格等を導入する際の手続きの透明性向上
第8章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引	サービス貿易・投資に関する内国民待遇、電子商取引のルール
第9章 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置	資本の移動等に関し、原則自由な移動を確保
第10章 政府調達	WTO政府調達協定をベースとした、協定で定める調達の手続きの透明性等
第11章 競争政策	反競争的行為に対する適切な措置と協力、消費者保護のルール
第12章 補助金	補助金に関する通報や協議、一部の補助金の禁止等
第13章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業	国有企業等の物品・サービスの購入についてのルール
第14章 知的財産	知的財産権（地理的表示（GI）を含む）の保護
第15章 企業統治（コーポレート・ガバナンス）	株主の権利や取締役会の役割等に係る基本要素
第16章 貿易及び持続可能な開発	貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野にかかる協力等
第17章 透明性	協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表、腐敗行為の防止等
第18章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力	各締約国・地域内規制の透明性向上、規制にかかる協力
第19章 農業分野における協力	農産品・食品の輸出入の促進、協力
第20章 中小企業	中小企業の貿易・投資活動を支援するための情報交換、協力事項
第21章 貿易及び女性の経済的エンパワーメント	国内経済及び世界経済における女性の参加機会の増大に向けた協力
第22章 紛争解決	協定の解釈等に関する日英間の紛争を解決する際の手続
第23章 制度に関する規定	本協定運用のための合同委員会設置等の体制
第24章 最終規定	効力発生、改正等に係る手続、協定の言語等

同協定は以下の章及び関連する附属書等で構成（全24章）

（注）投資保護と投資紛争解決手続きについては、レビュー条項が設けられた。（出所）外務省資料をもとに作成

1-7 | 日英EPAの関税削減効果（日本産品の英国向け輸出時）

- 英国側は全品目のうち、**最終的に約99%の関税を撤廃**する（日本側は約94%）。
- 工業製品では英国側の97%の品目の関税が即時撤廃され、将来的に品目数、輸出額ベースで100%の関税が撤廃される。
- 農林水産物では品目ベースで英国側の約98%の関税が即時撤廃される。日本の主要な輸出関心品目である牛肉、茶、水産物についても関税撤廃を獲得した（日EU・EPAと同様）。

日英EPAで新たに即時撤廃となった品目の例

品目	HSコード (注②)	貿易額	日EU・EPA下での関税削減スケジュール
鉄道用車両・同部分品 (注①)	8603.10.00	約700億円	2031年2月に完全撤廃 (B12)
	8603.90.00		
	8605.00.00		
	8607.11.00		
	8607.12.00		
	8607.99.10 8607.99.80		
ターボジェット・同部分品 (注①)	8411.12.80	約1,300億円	2022年2月に完全撤廃 (B3)
	8411.82.80		
	8411.91.00		
	8411.99.00		
電気制御盤	8537.10.91	約56億円	2024年2月に完全撤廃 (B5)
	8537.10.98		

(注) ①英国政府は、2021年1月に適用を開始したMFN税率であるUKグローバルタリフ (UKGT) において、これらの品目を無税としている。日英EPAでは同品目について、日英間の無税を法的に担保した。②日英EPA英国側譲許表上の関税分類による。

(出所) 経済産業省資料から作成

1-8 | 日英EPAの関税削減メリット（日本産品の英国向け輸出時）

品目	HSコード	基準税率	日EU・EPA税率	日英EPA税率	UKGT (英国のMFN税率)
切削工具 (ダイス)	8207.30.10	2.7%	1.4%	即時撤廃	0%
カメラ、プロジェク ター用レンズ	9002.11.00	6.7%	3.4%	即時撤廃	0%
二輪車用回転数計測 器の部分品	9029.90.00	2.2%	1.5%	即時撤廃	0%
有機化学品 (複素環式化合物)	2933.99.80	6.5%	3.3%	即時撤廃	0%
直流発電機	8501.32.00	2.7%	1.4%	即時撤廃	0%
速度計(自動車用)	9029.20.31	2.6%	1.7%	即時撤廃	0%
整流器(交直流変換 器) ※トランス フォーマー	8504.33.00	3.7%	1.9%	即時撤廃	0%

(注) ①基準税率は日EU・EPAの税率。②日EU・EPA税率は2021年1月時点のもの。

(出所) 英国政府、日EU・EPA譲許表

1-9 | 日英EPAでの特惠税率が段階的に引き下がる主な品目例 (輸送機器、部品)

品名	日英EPA 譲許内容	基準税率	MFN税率 (UKGT)	21年1月1日 ~21年1月31日 までのEPA税率	21年2月1日~ 22年1月31日 までのEPA税率
乗用自動車	2026年撤廃	10.0%	10.0%	7.5%	6.3%
トラック	2026年撤廃	10.0% / 22.0%	10.0%	7.5% / 16.5 %	6.3% / 13.8%
フォークリフトト ラックの部品	2022年撤廃	4.0 %	4.0 %	2.0%	1.0%
原動機付きシャシ	2026年撤廃	4.5% / 19.0%	4.0% / 18.0%	3.4 % / 14.3%	2.8% / 11.9%
車体	2026年撤廃	4.5%	4.0%	3.4%	2.8%
バンパー及びその部 分品	2022年撤廃	4.5 %	4.0%	2.3%	1.1%
シートベルト	2024年撤廃	4.5 %	4.0%	3.0%	2.3%
車輪並びにその部分 品及び附属品	2024年撤廃	4.5 %	4.0~4.5%	3.0%	2.3%
ラジエーター	2022年撤廃	3.5% / 4.5 %	2.0%/ 4.0%	1.8% / 2.3 %	0.9% / 1.1%

(出所) 英国政府、日英EPA譲許表

1-10 | 日英EPAでの特惠税率が段階的に引き下がる主な品目例 (工業用品)

品名	日英EPA 譲許内容	基準税率	MFN税率 (UKGT)	21年1月1日 ～21年1月31日 までのEPA税率	21年2月1日～ 22年1月31日 までのEPA税率
エアコン	2022年撤廃	2.5%/ 2.7%	2.0%	1.3% / 1.4%	0.6% / 0.7%
放電加工機械	2022年撤廃	3.5%	2.0%	1.8%	0.9%
横旋盤	2022年撤廃	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%
ベアリング	2024年撤廃	6.0 %	6.0 %	4.0%	3.0%
玉軸受(ボールベアリング) 及びころ軸受	2024~26年 撤廃	7.7%/ 8.0%	6.0%/ 8.0%	5.1%/ 5.3~6.0%	3.9%/ 4.0~5.0%
一次電池	2022年撤廃	4.7%	4.0%	2.4%	1.2%
鉛蓄電池(ピストンエンジンの始動に使用する種類以外のもの)	2026年撤廃	3.7 %	2.0%	2.8%	2.3%
その他のモニター	2029年撤廃	14.0 %	14.0%	11.5%	10.2%
プロジェクター(その他のもの)	2029年撤廃	14.0 %	14.0%	11.5%	10.2%
スライドファスナーの部分品	2024年撤廃	6.7 %	0%	4.5%	3.4%

(出所) 英国政府、日英EPA譲許表

1-11 | 日英EPAでの特惠税率による効果大きい主な品目例 (農林水産食品)

品名	日英EPA 譲許内容	基準税率	MFN税率 (UKGT)	21年1月1日 ～21年1月31日 までのEPA税率	21年2月1日～ 22年1月31日 までのEPA税率
しょうゆ	即時撤廃	7.7%	6.0 %	0%	0%
骨付きでない肉 (ロイン)	即時撤廃	12.8%+ 253.91GBP/100g	12.0%+ 253GBP/100kg	0%	0%
清酒	即時撤廃	6.44GBP/hl	6.40GBP/hl	0%	0%
スープ、ブロス及びスープ 用又はブロス用の調製品	即時撤廃	11.5%	10.0%	0%	0%
その他の調整食料品	即時撤廃	12.8%	12.0%	0%	0%
水（鉱水及び炭酸水を含 むものとし、砂糖その他 の甘味料又は香味料を 加えたものに限る。）	即時撤廃	9.6 %	8.0%	0%	0%
うどん、そうめん及びそ ば	即時撤廃	7.7 % +20.59GBP/100kg	6.0 % +20GBP/100kg	0%	0%
その他の飼料用に供 する種類の調整品	2024年撤廃	3.8 %	3.8%	2.9%	2.4%

(注) 「主な品目」として、日本からEUへの輸出額（2020年1～11月）が大きい有税品目を抽出した。

(出所) 英国政府、日英EPA譲許表

目次

1. 日英EPAの概要と関税削減の効果
- 2. 関税率の調べ方**
3. 原産地規則の概要
4. 原産地手続き

2 | 日英EPAにおける特惠関税利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定し、関税率を調べる



原産地規則を満たしているか確認する



原産地の証明に必要な書類を準備する

2-1 | 英国の関税分類

- 英国は世界共通のHSコード（上6桁）に加えて、最大4桁を加えた合計10桁のHSコード（関税分類）を定めている。（注1）
- 日英EPAは2017年基準（日本は2017年4月1日現在の輸入統計品目/英国は2017年1月1日現在の合同関税品目分類）に従って、関税撤廃・削減スケジュールが定められている。（注2）

英国の関税分類

8708.70.10.15

1~6桁目 : HSコード（全世界共通）

類（Chapter）上2桁：第87類

項（Heading）上4桁：第8708項

号（Subheading）上6桁：第8708.70項

7~10桁目 : 10桁レベル英国国内細分（10 digit commodity code）

（注1）日英EPA解説書上で、英国が8桁レベルでHSコードを割り当てたとした物品について、新たな関税率データベースでは「00」を加えて合計10桁のコードにしている。（よって英国はすべての物品に10桁のHSコードを定めている。）

（注2）「合同関税品目分類表（CN: Combined Nomenclature）」はEUが域内に輸入される物品を分類するために定めたコード番号。

2-2 | 英国の関税分類の調べ方

- **7桁以降の英国独自の関税分類を調べる**には、英国政府のデータベース「The Online Trade Tariff」を活用する。

The Online Trade Tariffホーム画面

Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates

From 1 January 2021, if you're bringing goods into Northern Ireland from outside the UK and the EU, you will pay the UK duty rate [if your goods are not "at risk" of onward movement to the EU](#). If they are at risk of onward movement to the EU, use the [Northern Ireland \(EU\) Tariff](#).

Search the tariff **1**

Enter the name of the goods or commodity code

This tariff is for 12 January 2021 [Change date](#)

All sections

Section title	Section	Chapters
Live animals; animal products	I	1 to 5
Vegetable products	II	6 to 14
Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes	III	15
Prepared foodstuffs; beverages, spirits and vinegar; tobacco and manufactured tobacco substitutes	IV	16 to 24
Mineral products	V	25 to 27
Products of the chemical or allied industries	VI	28 to 38
Plastics and articles thereof; rubber and articles thereof	VII	39 to 40
Raw hides and skins, leather, furskins and articles thereof; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal gut (other than silkworm gut)	VIII	41 to 43
Wood and articles of wood; wood charcoal; cork and articles of cork; manufactures of straw, of esparto or of other plaiting materials; basket-ware and wickerwork	IX	44 to 46
Pulp of wood or of other fibrous cellulosic material; recovered (waste and scrap) paper or paperboard; paper and paperboard and articles thereof	X	47 to 49
Textiles and textile articles	XI	50 to 63
Footwear, headgear, umbrellas, sun umbrellas, walking-sticks, seat-sticks, whips, riding-crops and parts thereof; prepared feathers and articles made therewith; artificial flowers; articles of human hair	XII	64 to 67

2

方法①（検索ボックスを利用する）

“Search the tariff”の下にある検索ボックスに品目名又はHSコード（2桁~10桁）を入力する。

方法②（品目名を選択し絞り込む）

“Section title”にある品目名を類、項、号毎に選択をしていき、より詳細な品目のHSコード（10桁レベル）を特定していく。

▼ 「The Online Trade Tariff」のURL

<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections>

2-3 | 英国の関税分類の調べ方 ~検索ボックスを利用した場合~

例) 「光ファイバー及び光ファイバーケーブル (9001.10)」

1. 検索ボックスにHSコードを入力

Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates

From 1 January 2021, if you're bringing goods into Northern Ireland from outside the UK and the EU, you will pay the UK duty rate [if your goods are not 'at risk' of onward movement to the EU](#). If they are at risk of onward movement to the EU, use the [Northern Ireland \(EU\) Tariff](#).

Search the tariff

900110		
900110		
9001100000		
9001101000		
9001109000		
9001109010		
9001109030	I	1 to 5
9001109040	II	6 to 14
9001109090	III	15
Animal or vegetable tissues and their waste or products, prepared, suitable for animal or vegetable waxes		
Prepared foodstuffs, beverages, spirits and vinegar, tobacco and manufactured tobacco substitutes	IV	16 to 24



2. 検索後に表示される画面で該当する品目を選択

There are [important notes for classifying your goods](#) shown further down this page

[Open all headings](#) [Close all headings](#)

Level	Description	VAT	Third country duty	Supplementary unit	Commodity code
-	▶ Optical fibres, optical fibre bundles and cables				90 01 10
-	Sheets and plates of polarising material	20%	0.00 %		90 01 20 00 00
-	Contact lenses	20%	2.00 %	g/st	90 01 30 00 00
-	▶ Spectacle lenses of glass				90 01 40
-	▶ Spectacle lenses of other materials				90 01 50
-	▶ Other				90 01 90

[Open all headings](#) [Close all headings](#)



3. 画面右側に表示される詳細 (10桁レベル) を確認

[Open all headings](#) [Close all headings](#)

Level	Description	VAT	Third country duty	Supplementary unit	Commodity code
-	▼ Optical fibres, optical fibre bundles and cables				90 01 10
-	Image conductor cables	20%	2.00 %		90 01 10 10 00
-	▼ Other				90 01 10 90
-	Image reverser made up from an assembly of optical fibres	20%	2.00 %		90 01 10 90 10
-	Polymer optical fibre with:				
-	- a poly(methyl methacrylate) core,				
-	- a cladding of fluorinated polymer,				
-	- a diameter of not more than 3.0 mm, and				

※同ページの下部には各品目ごとの注釈 (Footnotes) も記載されているため、合わせて確認する。

2-4 | 関税率を調べる手順

通常適用される税率（MFN税率）を調べる

HSコードに基づき、輸出相手国で通常適用される税率（MFN税率）を調べます。

※英国輸入時に適用される関税分類や税率は英国税関の判断によります。

日英EPA税率を調べる

HSコードに基づき、日英EPA税率を調べます。

通常適用される税率（MFN税率）と日英EPA税率を比較、日英EPA税率がより低い場合には日英EPAの利用を検討してください。

【ご紹介する検索ツール】

英国データベース
「The Online Trade Tariff」

日英EPA
テキスト
(譲許表)

関税率情報
データベース
「World Tariff」

2-5 | 英国で通常適用される税率（MFN税率）を調べる

- **英国のMFN税率を調べる**ためにはデータベース「The Online Trade Tariff」を活用する。

例) 「光ファイバー及び光ファイバーケーブル（イメージ・コンダクターケーブル）（9001.10.10.00）」

1. The Online Trade Tariffの画面



Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates

From 1 January 2021, if you're bringing goods into Northern Ireland from outside the UK and the EU, you will pay the UK duty rate [if your goods are not at risk of onward movement to the EU](#). If they are at risk of onward movement to the EU, use the [Northern Ireland \(EU\) Tariff](#).

Search the tariff
Enter the name of the goods or commodity code

This tariff is for 12 January 2021 [Change date](#)

All sections

Section title	Section	Chapters
Live animals; animal products	I	1 to 5
Vegetable products	II	6 to 14
Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; re-created edible fats; animal or vegetable waxes	III	15
Prepared foodstuffs; beverages, spirits and vinegar; tobacco and manufactured tobacco substitutes	IV	16 to 24
Mineral products	V	25 to 27
Products of the chemical or allied industries	VI	28 to 38
Plastics and articles thereof; rubber and articles thereof	VII	39 to 40
Raw hides and skins, leather, furskins and articles thereof; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal out (other than silkworm out)	VIII	41 to 43
Wood and articles of wood; wood charcoal; cork and articles of cork; manufactures of straw, of esparto or of other plaiting materials; basket-ware and wickerwork	IX	44 to 46
Pulp of wood or of other fibrous cellulosic material, recovered (waste and scrap); paper or paperboard, paper and paperboard and articles thereof	X	47 to 49
Textiles and textile articles	XI	50 to 63
Footwear, headgear, umbrellas, sun umbrellas, walking-sticks, seat-sticks, whips, riding-croos and parts thereof; prepared feathers and articles made therewith; artificial flowers; articles of human hair	XII	64 to 67

HSコードなどで該当品目を検索



2. 検索後の画面

Open all headings Close all headings

Level	Description	VAT	Third country duty	Supplementary unit	Commodity code
-	▼ Optical fibres, optical fibre bundles and cables				90 01 10
-	Image conductor cables	20%	2.00 %		90 01 10 10 00
-	▼ Other				90 01 10 90
-	Image reverser made up from an assembly of optical fibres	20%	2.00		90 01 10 90 10
-	Polymer optical fibre with:				
-	- a poly(methyl methacrylate) core,				
-	- a cladding of fluorinated polymer,				
-	- a diameter of not more than 3.0 mm, and				

「Third country duty」の列が MFN税率を示す。

900110.10.00.00の MFN税率は**2.00%**

※検索方法は関税分類の調べ方と同じ。

▼ 「The Online Trade Tariff」のURL

<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections>

2-6 | 日英EPA税率を調べる

- 日英EPA税率は「The Online Trade Tariff」上で確認することができる。

例) 「光ファイバー及び光ファイバーケーブル
(イメージ・コンダクターケーブル (9001.10.10.00))」

2. 検索後の画面 (前スライド続き)

Open all headings Close all headings

Level	Description	VAT	Third country duty	Supplementary unit	Commodity code
-	Optical fibres, optical fibre bundles and cables				90 01 10
-	Image conductor cables	20%	2.00 %		90 01 10 10 00
-	Other				90 01 10 90
-	Image reverser made up from an assembly of optical fibres	20%	2.00 %		90 01 10 90 10
-	Polymer optical fibre with:				
-	- a poly(methyl methacrylate) core,				
-	- a cladding of fluorinated polymer,				
-	- a diameter of not more than 3.0 mm, and				

品目名を選択する

3. 各品目の詳細画面

Commodity information for 9001101000

Switch to [Northern Ireland \(EU\) Tariff](#).

This tariff is for 12 January 2021 [Change date](#)

Section XVIII: Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; clocks and watches; musical instruments; parts and accessories thereof

L Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; parts and accessories thereof

L Optical fibres and optical fibre bundles; optical fibre cables other than those of heading 8544; sheets and plates of polarising material; lenses (including contact lenses), prisms, mirrors and other optical elements, of any material, unmounted, other than such elements of glass not optically worked

L Optical fibres, optical fibre bundles and cables

L Image conductor cables

Overview **Import** Export

「Import」を選択する

Import measures and restrictions

Trade between the UK and

▶ [What are the main types of tariffs and charges](#)

Measures for all countries

Country	Measure	Value	Conditions that apply	Exclusions	Start date (End date)	Footnotes
▶ All countries (1011)	Value added tax	20.00 %			01/09/2019	03020
▶ All countries (1011)	Third country duty	2.00 %			01/01/2021	
▶ CARIFORUM (1033)	Tariff preference	0.00 %		Haiti	01/01/2021	
▶ Central America (2200)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
Georgia (GE)	Tariff preference	0.00 %				
Ghana (GH)	Tariff preference	0.00 %				
Japan (JP)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Israel (IL)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Ivory Coast (CI)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Japan (JP)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Jordan (JO)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Kenya (KE)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Kosovo (XK)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Lebanon (LB)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Liechtenstein (LI)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Melilla (XL)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Mexico (MX)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Moldova (MD)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	

900110.10.00.の日英EPA税率は0%

Japan (JP)

2-7 | 日英EPA税率を調べる ~譲許表を参照する~

- 日英EPA税率はデータベース「The Online Trade Tariff」の他に、日英EPAのテキスト（譲許表）で当該特惠関税を確認できる。
- ◆ **譲許表**：個別品目の関税の撤廃・削減の方法やスケジュールを定めた表。日英EPAでは、英国および日本がそれぞれ相手国からの輸入品に対して適用する関税を定めた譲許表を作成している。譲許表にはアルファベットと数字で、当該品目の関税の削減・撤廃がどのように行われるかを示した「区分」(Category) が記載されている。
- ◆ **関税の引き下げ**：協定の発効日（2021年1月1日）に1年目（1回目）の引き下げが行われる。2年目（2回目）以降の引き下げ：日本側の輸入に関しては発効日以降毎年4月1日、**英国側の輸入に関しては発効日以降毎年2月1日**

▼日英EPA附属書 2 – A関税の撤廃及び削減（和文）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111405.pdf>

▼日英EPA附属書 2 – A関税の撤廃及び削減（英文）

<https://www.mofa.go.jp/files/100111410.pdf>

👉 **英国側の譲許表は英文版のみに記載**

▼工業製品：経済産業省作成 日英EPA特惠関税資料（英国側の譲許表のうち、工業製品がまとめられている）

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/en/export.pdf

▼農林水産品：農林水産省作成 日英EPA特惠関税資料（英国側の譲許表のうち、農林水産品がまとめられている）

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/attach/pdf/jpuk_epa-18.pdf

2-8 | 日英EPA税率を調べる ~英国側の譲許表の見方~

英国側の譲許表（例：HS8711:モーターサイクル、補助原動機付自転車、サイドカー）

① HSコード (関税品目)	② 品目名	③ 基準税率 (ベースレート)	④ 区分 (カテゴリー)	⑤ 注釈	⑥ ステージング税率		
CN 2017	Description	Base rate	Category	Note	1st year	2nd year	3rd year
8711	Motorcycles (including mopeds) and cycles fitted with an auxiliary motor, with or without side-cars; side-cars						
8711 10 00	- With reciprocating internal combustion piston engine of a cylinder capacity not exceeding 50 cm ³	8.0 %	B5		5.3 %	4.0 %	2.7 %
8711 20	- With reciprocating internal combustion piston engine of a cylinder capacity exceeding 50 cm ³ but not exceeding 250 cm ³						
8711 20 10	-- Scooters	8.0 %	B5		5.3 %	4.0 %	2.7 %
	-- Other, of a cylinder capacity						
8711 20 92	--- Exceeding 50 cm ³ but not exceeding 125 cm ³	8.0 %	B5		5.3 %	4.0 %	2.7 %
8711 20 98	--- Exceeding 125 cm ³ but not exceeding 250 cm ³	8.0 %	B5		5.3 %	4.0 %	2.7 %

① HSコード (関税品目) 輸出入時の商品分類番号。まずはこの番号を特定し、関税率や原産地規則を調べます。日英EPAではHS2017の関税分類を使用しています。

② 品目名 関税分類の品目が記載されています。

③ 基準税率 (ベースレート) 関税の撤廃又は削減の基準となる税率です。

④ 区分 (カテゴリー) 品目の関税の撤廃又は削減がどのように行われるかを示します。

⑤ 注釈 見直し対象品目には「S」が記載されています。

⑥ ステージング税率 区分に従った、それぞれの年の関税率が記載されています。何年後に関税撤廃ができるのかを確認することができます。

※原則として日英双方の譲許表には、日英EPA発効時に関税が即時撤廃される品目は記載がありません。

2-9 | 日英EPA税率を調べる ~譲許表を参照する~

日英EPAのテキストで定められている英国の区分(Category)

区分	内容
B3 (B5、B7、B10、B12、B15も同様)	(B3の場合) 1年目に1/2を削減。2年目以降、2年にわたり均等(1/4ずつ、計2回)に関税引き下げ。協定発効から3年目に関税撤廃。
EU10	1~6年目までは基準関税を維持。7年目以降、4年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。協定発効から10年目に関税撤廃。
X	関税削減・撤廃の対象外。
R5 (★) (R7、R10も同様)	(R5の場合) 5年目までに基準税率に係数★をかけた分の関税を削減する。
Entry Price	協定発効時に従価税部分のみ撤廃。特別税部分は維持。
S	協定発効後5年目または、それ以外の日英が合意した年に、日英が協定内容の見直しを行う際の品目

2-10 | 移行期間終了後の英国の輸入関税率

- 2018年7月に英国政府がWTO事務局に対して、英国の関税率・関税割当取決めスケジュールを提出。同年10月末、政府は複数のWTO加盟国が承認を保留したため、個別に交渉する旨公表。
- 2020年5月に英国独自の関税率**UKグローバル・タリフ**を公表。2021年1月1日に適用が開始。
- **6,000のタリフラインを合理化・簡素化**。国内産業保護のため、畜産品、セラミック製品などは関税を維持。自動車も10%の関税率を継続する。

① 関税率の簡素化

従来関税率	切り捨て	例 (従来→簡素化後)
2%未満	撤廃	1.9%→0%
2%以上 20%未満	2%刻み	19.2%→18.0%
20%以上 50%以下	5%刻み	48%→45%
50%超	10%刻み	68%→60%

② 原材料・半製品の関税撤廃

英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税の撤廃。

③ 国内生産が少ない物品の関税撤廃

英国内で生産していない、または生産量が限られる物品は関税の撤廃。

④ グリーン化に貢献する物品の関税撤廃

「グリーン財」や、英国のグリーンな成長や持続可能な経済へのグローバルな移行に貢献する物品の関税の撤廃。

適用期間	2021年1月1日に適用開始
対象	全世界
特惠関税	英国とのFTA締結国、一般関税特惠制度 (GSP) 対象国にはそれぞれの特恵関税率を適用
参考URL	<p>(概要)</p> <p>https://www.wto.org/english/news_e/news18_e/mark_24jul18_e.htm</p> <p>https://www.gov.uk/government/publications/uk-goods-and-services-schedules-at-the-wto</p> <p>https://www.gov.uk/government/news/government-announces-uk-global-tariff (関税率)</p> <p>https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/762822/UKs_Goods_Schedule_at_the_WTO.pdf</p> <p>https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections</p>

2-11 | 英国のMFN税率と日英EPA税率の「税率逆転」

- 英国が2021年1月から適用が始まったMFN税率（UKグローバル・タリフ）は、これまでのEU対外共通関税をベースにして、一部の品目でMFN税率が削減もしくは撤廃される。
- 一方で、日英EPA税率は協定で規定する基準税率（ベースレート）を元に関税削減もしくは撤廃されるため、一部の関税削減品目では、日英EPA税率よりMFN税率の方が低い「**逆転税率**」となる。
- その場合、協定の第2.8条2の規定により、より低いMFN税率が適用されるが、日英EPAの特恵申請は不要のため、日英EPAの利用にあたってはMFN税率と日英EPA税率を比較して、利用の要否を確認する必要がある。

例：

HS 90112090（顕微鏡写真用等の光学顕微鏡）

税率の種類	区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
MFN税率	-	0%	0%	0%	0%	0%
日英EPA税率	B5	4.5%	3.4%	2.2%	1.1%	0%

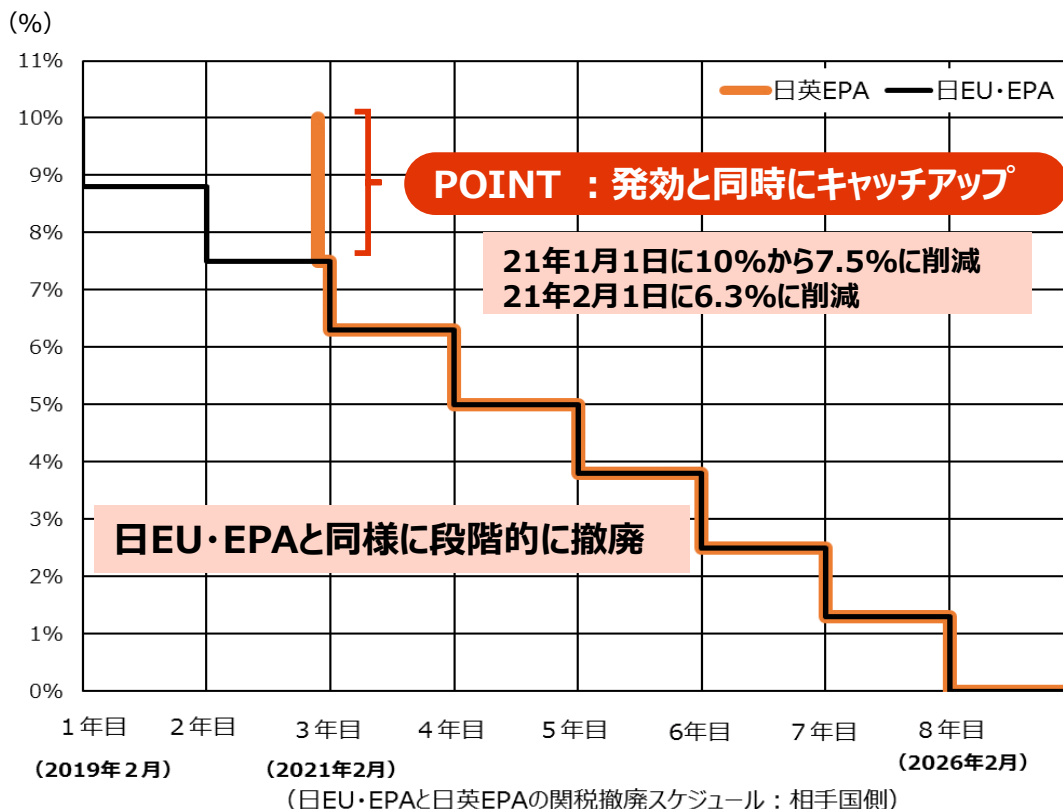
HS 87042131（5トン以下2500cc以上のディーゼルトラック）

税率の種類	区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
MFN税率	-	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
日英EPA税率	B7	16.5%	13.8%	11.0%	8.3%	5.5%	2.8%	0%

2-12 | 「キャッチアップ」の考え方

- 日英EPAでは、全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で関税削減・撤廃が行われることが約束された（いわゆる「**キャッチアップ**」）。
- 下図は英国側の「乗用車」に対する関税の例を示すが、英国は日EU・EPAの関税撤廃期間と連動して、日英EPAの下で同品目に対する関税削減・撤廃が進めていく。

日EU・EPAと日英EPAにおける乗用車の関税率・撤廃期間（相手国側）



2-13 | World Tariffの使い方

「世界各国の関税率」を無料で検索できるデータベース (World Tariff)

- 日本国内居住者の方はユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用いただけます。
- 各国のMFN税率とFTA税率が検索できます。

The screenshot shows the JETRO website interface for 'World Tariff'. The header includes the JETRO logo and navigation links. The main content area is titled '世界各国の関税率'. Below the title, there is a small image and text describing the database. A section titled 'ご利用の前に' provides additional information. At the bottom, there are two red call-to-action buttons: '初めての方へ ユーザー登録はこちらからお願いします' and '登録ユーザーの方 ログインはこちらからお願いします'.

▼ユーザー登録・ログインURL

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

【検索の流れ】

- ①ログイン後、「HS Number Search」を選択。
- ②次に表示される画面で輸出先、輸出製品のHSコードを上2桁→上6桁の順に項まで選択し検索。
- ③検索後、下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率が表示される。

※使い方の詳細は日英EPA解説書（2020年12月版）の38~39ページを参照。

目次

1. 日英EPAの概要と関税削減の効果
2. 関税率の調べ方
- 3. 原産地規則の概要**
4. 原産地手続き

3 | 日英EPAにおける特惠関税利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定し、関税率を調べる



原産地規則を満たしているか確認する

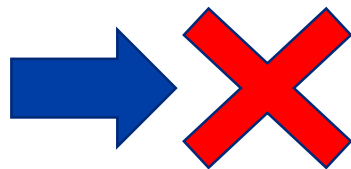


原産地の証明に必要な書類を準備する

3-1 | 原産地規則 (Rules of origin)とは

- 原産地規則とは、輸出入される製品が当該締約国の原産品として認められるための規則。
- 日本又は英国で完全に得られる製品や、日本又は英国以外の非締約国から輸入した材料を使用して生産された製品であって、品目ごとに定められた、日本又は英国内における「付加価値」や「加工度」等に係る規則（品目別原産地規則（P S R : Product-Specific Rules of Origin））を満たした「**原産品 (originating product)**」が、日英EPAで定める特惠税率の対象となる。
- 原産地規則には、日本および英国以外の国で生産された製品が、不当に日英EPAによる特惠税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもある（**迂回防止**）。

原産地規則の概要



日本又は英国内で生産されていない製品（「非原産品」）は特惠税率の対象外。

日英EPA



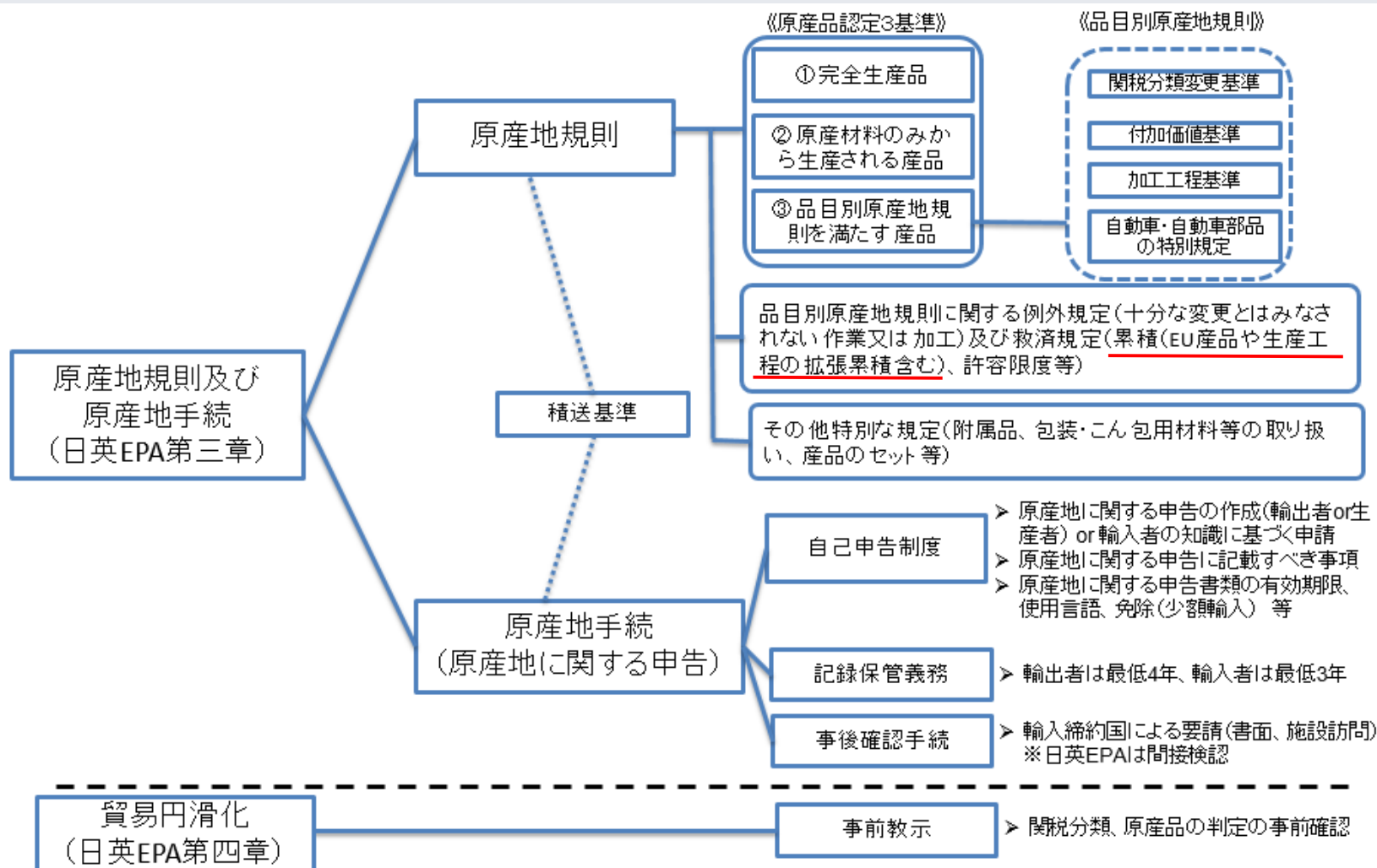
日本又は英国内生産品



日本又は英国内で生産され、かつ、一定の「付加価値」が付いた等の要件を満たした製品（「原産品」）は特惠税率の対象となる。

3-2 | 日英EPA 原産地規則の全体像

- 日英EPAの原産地規則・原産地手続の構成は、日EU・EPAとほぼ同じ。
- 日英EPAでも、自動車・自動車部品の原産地規則について特別な規定を設けており、付録(3-B-1)も日EU・EPAとほぼ同じ。
- 日本、英国、もしくはEU加盟国で生産、加工を行う際の累積の規定(拡張累積)が新たに設けられた。



3-3 | 日英EPAにおける原産性の判断基準 ①完全生産品

- 日本国内（英国産の場合は英国内）で完全に得られ、または生産される商品は、原産品となる。
- 具体的には**農水産品**（動植物・魚介類等）、**鉱物資源**など。

〈日本から英国向け輸出の場合〉

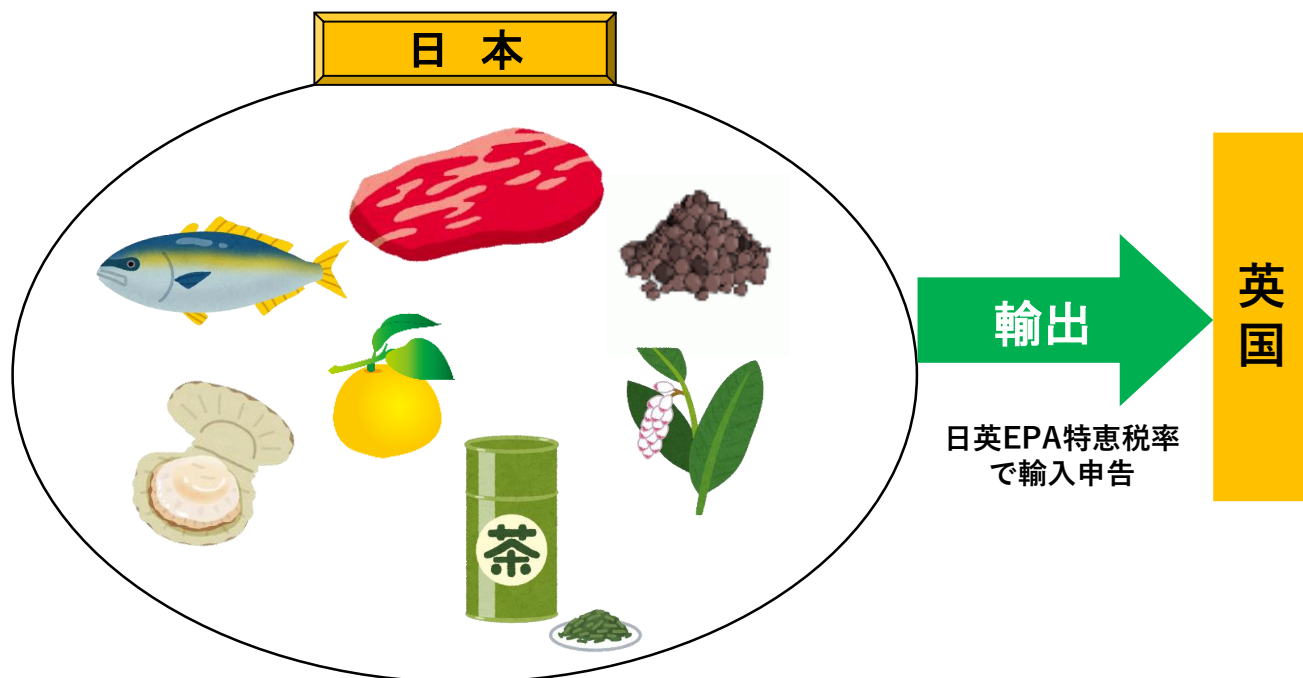
《完全生産品の例》

- 締約国内で収穫等された植物等
- 生きていた動物であって、締約国内で生まれ、かつ成育されたもの
- 生きていた動物から得られる産品
- 締約国内で生まれ、生育され、とさつされた動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 締約国内で養殖によって得られる水産物
- 締約国内で抽出・採掘された鉱物性産品
- 締約国の船舶(※)により特定の条件を満たす領海外の海等で採捕された魚介類等
- 締約国の工船(※)上で前項に規定される産品から生産される産品
- 特定の条件を満たす締約国外の海底又はその下から得られる産品（国際法に基づく）
- 締約国における生産から生じる廃品又はくず
- 特定の条件を満たす原材料の回収のみに適する廃品又はくず
- これら上記に規定される産品又はこれらの派生物のみから生産される産品

※一定の要件を満たすEU加盟国の船舶又は工船も含まれる。

《類型》

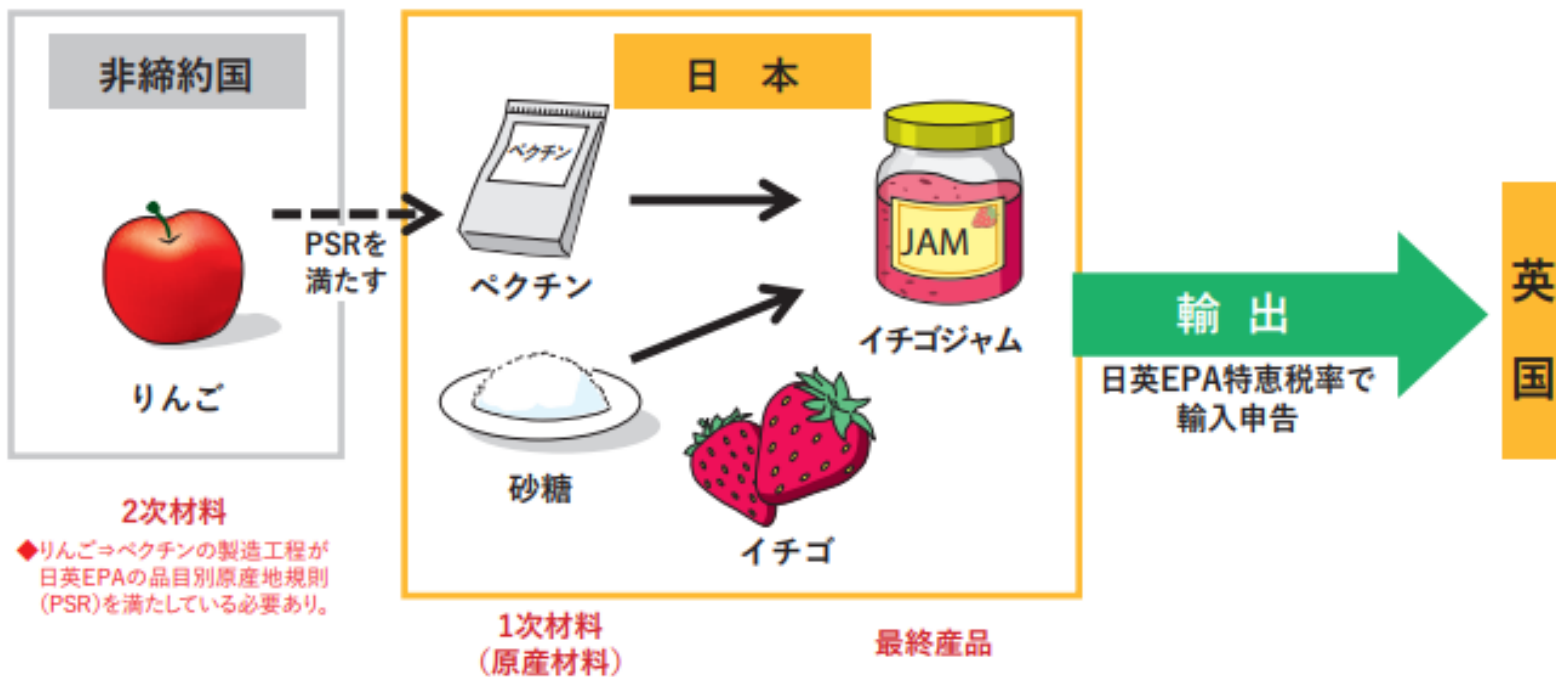
- 農水産品、鉱産品の一次産品：一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品：完全生産品またはその派生物から生産される産品も完全生産品であるという概念



3-4 | 日英EPAにおける原産性の判断基準 ②原産材料のみから生産される産品

- 生産に直接資料された材料（一次材料）のすべてが原産材料であるもの。
- 直接資料される材料（一次材料）の生産に使用される材料（二次材料）の中に、非原産材料（日本又は英国以外の非締約国で得られた材料）が含まれていても、当該一次材料が品目別原産地規則（PSR）を満たしていればよい。
- 完全生産品との違いは、産品の材料の材料（二次材料）に非締約国のものを含み、それを使用して日本で一次材料（原産材料）へと加工し、生産する点。

〈日本から英国向け輸出の場合〉



3-5 | 日英EPAにおける原産性の判断基準

③品目別原産地規則 (PSR) を満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であっても、締約国内での加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるもの。
- 実質的な変更の基準を定めたものが品目別規則 (PSR) であり、関税分類 (HSコード) ごとに基準を定め、それぞれの産品の原産地基準 (原産品となるための要件) を規定している。



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準：材料と最終産品との間に特定の関税分類 (HSコード) の変更があること。
- ②付加価値基準：材料に一定以上の付加価値を付加すること。
- ③加工工程基準：材料に特定の加工 (例：化学品の化学反応) がなされること。

3-6 | 品目別原産地規則 (PSR) の調べ方

日英EPAの品目別原産地規則 (PSR) を、税関ウェブサイト上で検索可能。

※品目別原産地規則 (PSR)は、日本側、英国側で共通。

<http://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

http://www.customs.go.jp/roo/search/product/list/SectionChapterList_2017.htm

協定別全品目別規則一覧 (HS2017) /Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2017)

番号 /H.S. code	品名 /Description	日英包括的経済連携協定 /Japan-UK CEPA
		Note: For headings 84.07 to 84.08, see also Appendix 3-B-1.
84.09	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 Parts suitable for use solely or principally with the engines of heading 84.07 or 84.08.	②次に、その製品が日英EPA上の原産品と認められるために満たすべき条件を確認。
8409.10	①まず、確認したい最終製品のHSコードを確認。 For aircraft engines	CTH、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)
	その他のもの Other	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).
8409.91	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの Suitable for use solely or principally with spark-ignition internal combustion piston engines	CTH、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)
		CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).
8409.99	その他のもの	CTH、

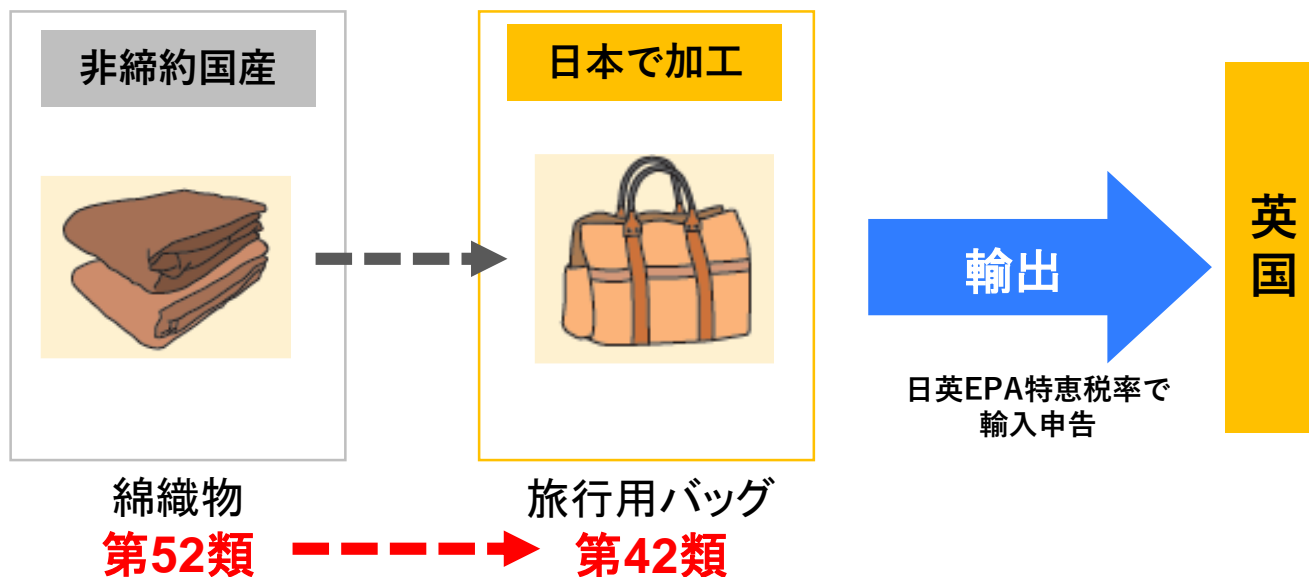
品目別原産地規則の例

- 対象コード：ピストン式火花点火内燃機関に使用するもの（ガソリンエンジン）（8409.91号）
- PSR：
CTH（4桁レベルの関税分類変更準）、
MaxNOM（非原産材料の最大割合）50%（EXW）以下（工場出し価額）
又は
RVC（控除方式の域内原産割合）55%以上（船積み価額）

3-7 | PSRの原産性判定方法① ～関税分類変更基準～

- 非原産材料の関税分類（HSコード）と最終製品のHSコードの間に特定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内でなされたとして原産品と認める基準。
- 求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類。
 - ① 「**CC**」（Change in Chapter、「類」の変更）という場合は**上2桁**での変更。
 - ② 「**CTH**」（Change in Tariff Heading、「項」の変更）という場合は**上4桁**での変更。
 - ③ 「**CTSH**」（Change in Tariff Subheading、「号」の変更）という場合は**上6桁**での変更。

〈CC（類の変更）のイメージ〉 ※42.02項（旅行用バッグ）のPSR：CC（2桁レベルの関税分類変更）



3-8 | PSRの原産性判定方法② ～付加価値基準～

- 日本で付加された価値により原産性を証明する方法。
- 原産性を認めるのに十分な付加価値が日本国内で付加された場合に、原産品と認める基準。

<PSRの記載例>

八七・一二

RM
V
C
x
六
十
パ
ー
セ
ン
ト
(
F
O
B
)
(
E
X
W
)
又
は

- ・日英EPAでは、品目別原産地規則（PSR）で定める原産地規則の付加価値基準について、日EU・EPAと同様に、事業者が2つの計算方式、すなわち①控除方式の域内原産割合（RVC）と、②非原産材料の使用割合に基づく方式（MaxNOM）のうち、**より有利な計算方式を選択できる**仕組みを採用。

計算方式A 控除方式の域内原産割合(RVC)

$$\frac{(\text{産品の本船渡しの価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額(VNM)})}{\text{産品の本船渡しの価額(FOB)}} \times 100 \geq \text{閾値}$$

計算方式B 非原産材料の最大割合(MaxNOM)

$$\frac{\text{非原産材料の価額(VNM)}}{\text{産品の工場渡しの価額(EXW)}} \times 100 \leq \text{閾値}$$

➡ 原産品

- ・RVCでは本船渡しの価額（FOB）、MaxNOMについては工場渡し価額（EXW）で算出。FOBやEXWに含まれない価額として、港までの輸送費や、保険などが挙げられる。日英EPAでは、RVC方式とMaxNOM方式で、多くの品目で共通に割合の差（5%）を設けているが、これらのコストは工場から港までの距離など、産品の状況によって様々であることから、各事業者はより有利な方式を選択することが可能。

3-9 | PSRの原産性判定方法③ ～加工工程基準～

- 非原産材料に対し、日本又は英国で品目別原産地規則（PSR）で定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準。化学品や繊維製品などのPSRで採用されている。

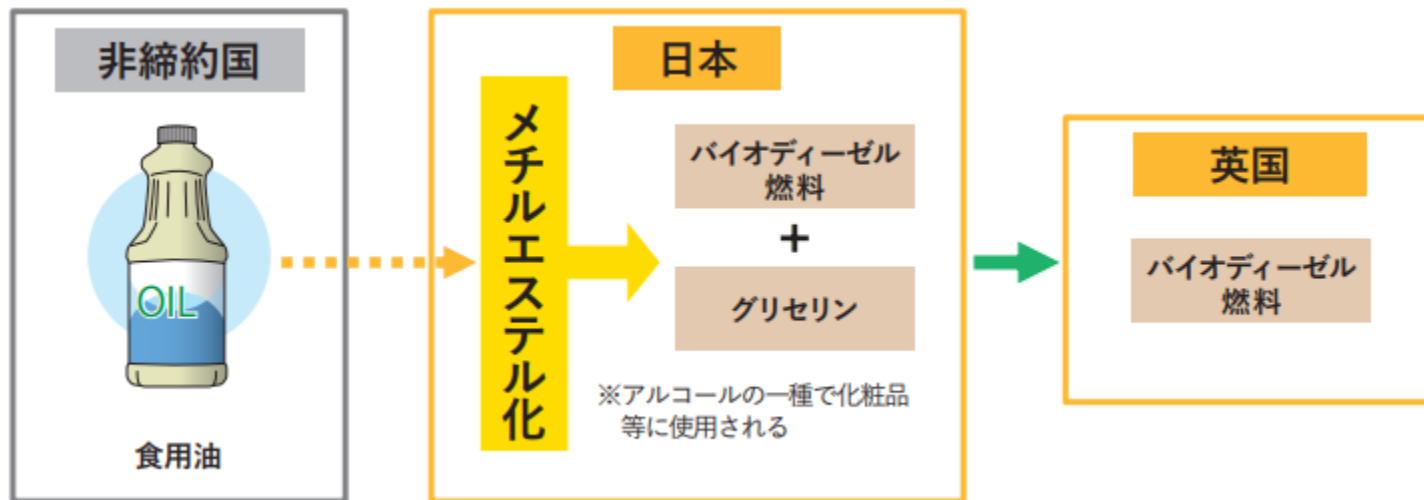
【化学品の加工工程基準の例】

下の図の例では、材料である食用油を非締約国より輸入し、日本においてメタノールを加えてバイオディーゼル燃料を製造している。

この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応（エステル化反応）が施されていることから、バイオディーゼル燃料は加工工程基準（この例の場合、エステル化を経ていること）を満たし、日本の原産品と認められる。

（参考）バイオディーゼル（HS38.26）のPSR：

「生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルが得られること」

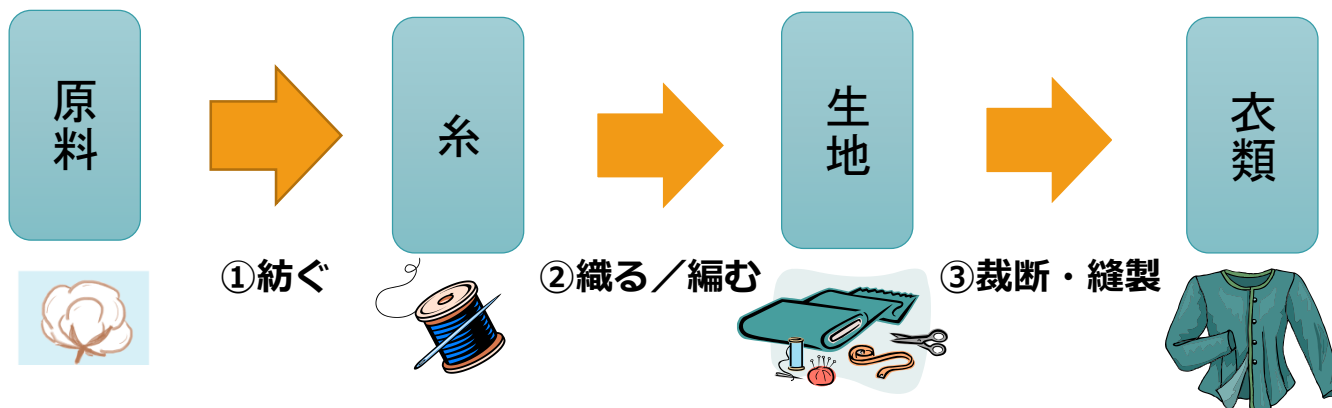


3-10 繊維及び繊維製品の原産地規則

- 日EU・EPA等と同様、多くの品目で①「紡ぐ」、②「織る／編む」、③「裁断・縫製」のうち、2つ以上の工程を原則として日本もしくは英国において行うことを求める「二工程ルール」を採用。
- ただし、日英EPAでは、「二工程ルール」に加え、一定の付加価値基準を満たせば（※）、これらの工程のうち1つの工程のみ行えば原産性を付与することも可能となっている。
- また、日EU・EPAでは、これらの加工工程基準および関税分類変更基準について、繊維製品を構成するすべての部分（袖、胴回り表地、裏地、ポケット等）で満たす必要があったが、日英EPAでは、主要構成部分のみが基準を満たしていれば原産性が付与される。
- 日英EPAでは、織物類や繊維製品（第59類）の「メリヤス編み若しくは不織布の形成」も対象工程に加えられた。

（※）衣類および衣類付属品（第61類、第62類）の品目別原産地規則（PSR）では、(1)「製織と製品にすること（布の裁断を含む）」との組み合わせ又は(2)「なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む）」又は(3)「製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする）」と定められています。

繊維・繊維製品の一般的な工程



※これらの工程のうち、品目ごとにPSRが定める工程の組み合わせを、日本又は英国で行う必要がある。

3-11 | 日EU・EPAの品目別原産地規則（PSR）から 変更された品目と内容①

HSコード	品目	PSRの内容又は日EU・EPAからの主な変更点
【農産品】		
19.02	うどん、パスタ等	「CC」に変更。（詳細は次のスライド参照）
19.05	ビスケット、米菓等	「CTH」に変更。（詳細は次のスライド参照）
【鉱工業品】		
59.01、59.02、59.03、59.04、59.09-59.11	紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	「メリヤス編み若しくは不織布の形成」を追加。
第61類	衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	「メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む）との組み合わせ又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする。）」 ※下線部を追加。
第62類	衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	「製織と製品にすること（布の裁断を含む）との組み合わせ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする。）」 ※下線部などを追加。
84.12	その他の原動機	RVC55%から50%に5%緩和。
84.14-84.15	ファン、エアコン	RVC55%から50%に5%緩和。
84.56～84.65	工作機械	84.66からの変更を除外する規定を撤廃し、輸入部品からの組立てであっても原産品と見なすことが可能となった。
85.02	発電機	85.03からの変更を除外する規定を撤廃し、輸入部品からの組立てであっても原産品と見なすことが可能となった。
85.25～85.27	テレビカメラ、デジタルカメラ等、ラジオ用受信機器等	85.29からの変更を除外する規定を撤廃し、輸入部品からの組立てであっても原産品と見なすことが可能となった。
87.01、87.06 (付録3-B-1参照のこと)	トラクター、原動機付シャシ	RVC60%から55%に5%緩和。

(出所)日英EPA附属書3-B

3-12 | 日EU・EPAの品目別原産地規則（PSR）から 変更された品目と内容②

【農産品の例：PSRの内容又は日EU・EPAからの主な変更点】

■うどん・パスタ（HS19.02）＜日本から英国向け輸出の場合＞

変更前：「CC。ただし生産に使用される2,3,16類の非原産材料は製品の重量の10%を、10.01項の非原産材料は製品の重量の90%を、10.06項及び11.01項～11.08項の非原産材料は製品の重量の10%を超えないこと」

変更後：「CC」（生産に使用される非原産材料の使用制限を撤廃）



■ビスケット・米菓（HS1905）＜日本から英国向け輸出の場合＞

変更前：「CTH。ただし生産に使用される4類の非原産材料は製品の重量の10%を、10.03項、10.06項及び11.01項～11.08項の非原産材料は製品の重量の10%を、17.01項及び17.02項の非原産材料は製品の重量の30%を超えないこと」

変更後：「CTH」（生産に使用される非原産材料の使用制限を撤廃）



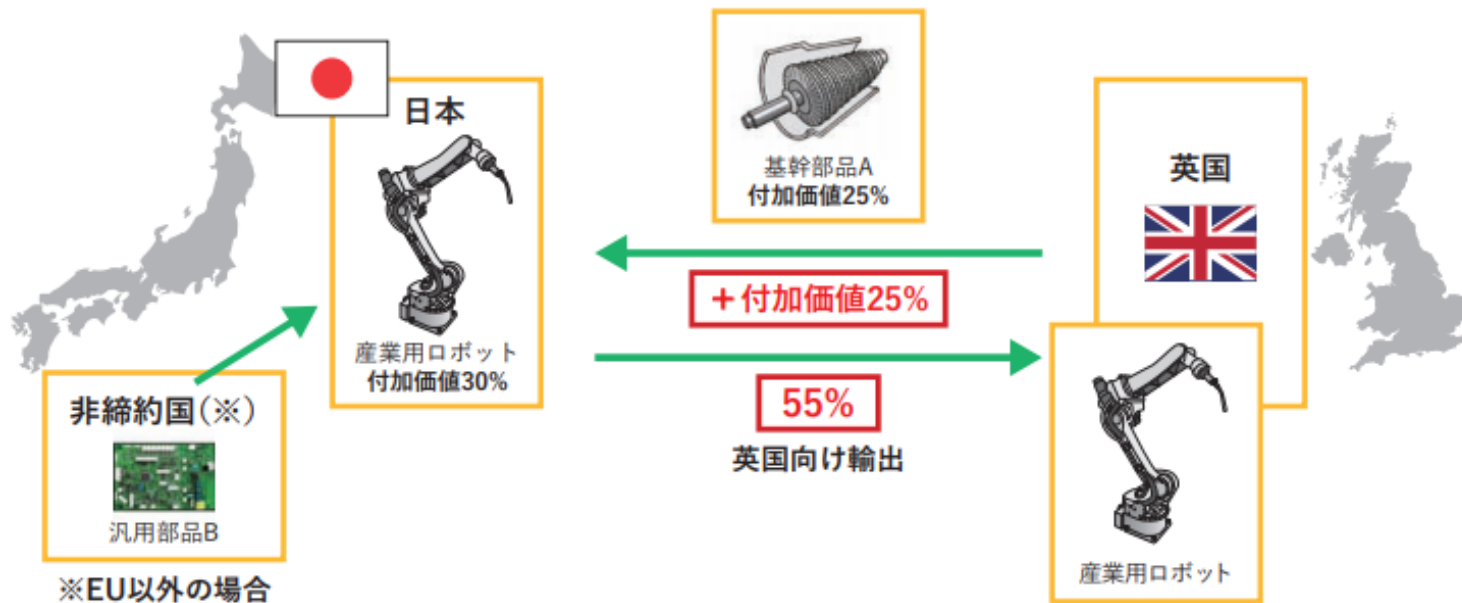
3-13 | 品目別原産地規則に関する救済規定～累積～

- いずれか1カ国では品目別原産地規則（PSR）を満たせずに非原産品となってしまう場合でも、日本及び英国の付加価値や生産工程を累積することによりPSRを満たし、原産品として認められやすくなる、累積ルールを採用（第3.5条）。
- 生産に使用された材料の累積のみならず、材料に対して日本又は英国で施された加工などによる付加価値や加工工程も累積に含めることができる、「生産行為の累積」が認められる**完全累積制度**を採用。

<材料の累積の具体例> 産業用ロボット（HS8479.50）の例

一方の締約国で得られた材料を他方の締約国の原産品とみなすことが認められます。

例えば、日本で生産する産業用ロボットに英国のメーカーから輸入した基幹部品Aを組み込んで英国向けに輸出する場合、当該産業用ロボットとの関係で、**英国原産の材料価額を日本における付加価値にカウントすることが可能**。



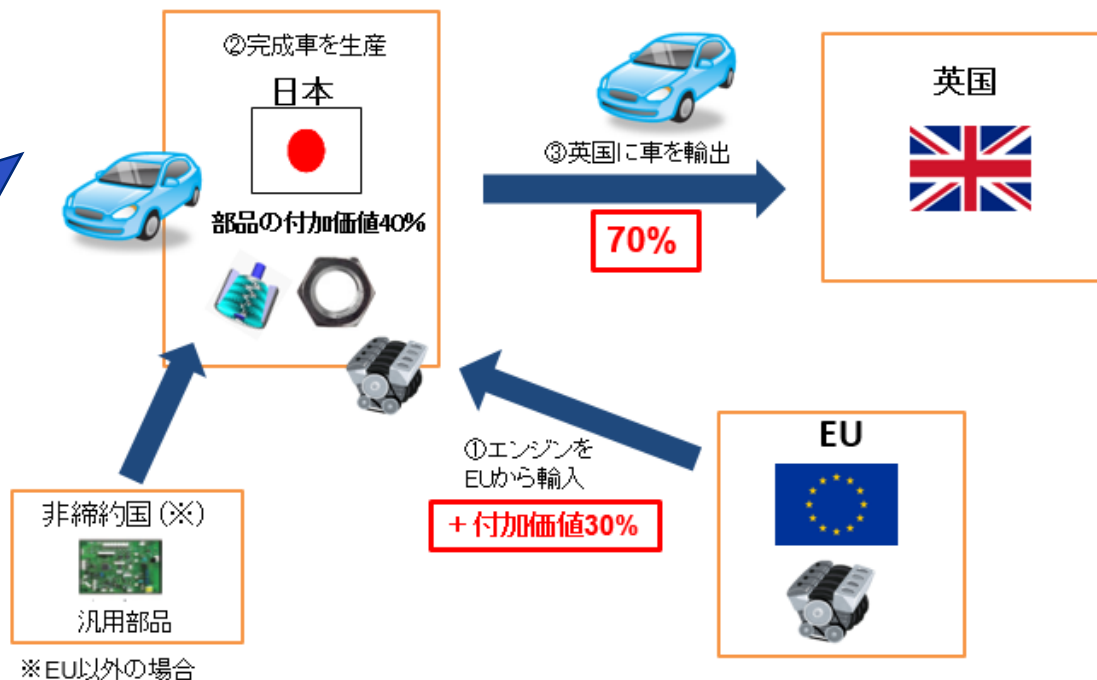
3-14 | 品目別原産地規則に関する救済規定～拡張累積～

- 日英EPAでは、日・英・EUにまたがるサプライチェーンにおいても日英EPAの特恵関税が活用できるよう、EU製品の「**拡張累積**」を認める規定を新たに導入。
- 「拡張累積」は、EU産材料を使用して生産する場合やEU域内で施された加工による付加価値や加工工程がある場合、当該EU産材料やEU内の生産工程を日本又は英国の累積に含めることができる規定。
- EU産材料や生産工程を日英の原産と見なすための判断基準は、日英EPAの原産地規則を用いる。
- 全ての鉱工業品が対象となっているほか、一部農産品も含まれる。

⇒対象となる商品は附属書3-C（第3.5条に規定する商品）

<EUとの拡張累積の具体例～材料の累積の場合>

自動車（HS87.03）の例
EUから自動車用エンジンを日本に輸出し、それを使用して日本で完成車を製造し、英国に輸出する場合、当該エンジンの価額を日本原産の付加価値として累積することが可能となる。それにより、日本原産の完成車のRVCの基準を満たし、日英EPAの特恵関税が適用される。



3-15 | 品目別原産地規則を満たさない場合の救済規定 ～許容限度（デミニマス）～

- デミニマス／デミニミスとは日本語では「僅少の非原産材料」と訳されるが、輸出産品（繊維以外）の取引価額の10%以下の非原産材料であれば、ごく僅かな非原産材料として無視できるというルール。日英EPAでは、「許容限度」という名称で第3.6条に規定（日EU・EPAと同様）。
- 本ルールは、関税番号変更基準を用いる際での利用を想定。

<具体例>

非締約国産（EU産以外）の輸入部品（クラッチの部品2品）を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ（HS8708.93）を生産し、日英EPAの特恵税率を適用して英国向けに輸出する場合。

- クラッチのPSRは、「CTH」（関税分類（HSコード）の「項」の変更）、もしくは域内原産割合55%の付加価値基準。
- 輸出する商品と同じ「項」（8708.93）に分類される輸入部品（非原産材料）を2個使用するため（8708の品名は「自動車の部分品」）、PSRに定められた「CTH」（項の変更）はクリアできない。
- しかし、当該クラッチ部品の輸入（CIF）価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下である（ $25 \div 300 = 8.33\%$ ）。よってデミニマスルールを適用することで、原産品となる。

3-16 | 品目別原産地規則を満たさない場合の救済規定 ～繊維および繊維製品のデミニマスルール～

- 繊維および繊維製品（第50類～第63類）については、以下2通りのデミニマスルールを規定。

<基本的な紡織用繊維>

①絹	⑳ポリイミドの人造繊維の短繊維*
②羊毛	㉑ポリテトラフルオロエチレンの人造繊維の短繊維*
③粗獣毛	㉒ポリフェニレン硫化物の人造繊維の短繊維*
④織獣毛	㉓ポリ塩化ビニルの人造繊維の短繊維*
⑤馬毛	㉔その他の人造繊維の短繊維*
⑥綿	㉕ビスコースレーヨンの人造繊維の短繊維**
⑦製紙用原料及び紙	㉖その他の人造繊維の短繊維**
⑧亜麻	㉗ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
⑨大麻	㉘ポリエステル製の柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
⑩ジユートその他の紡織用靱皮繊維	㉙アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のものうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間挟まれたものを組み込んだ第56.05項（金属を交えた糸）の糸
⑪サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維	㉚第56.05項のその他の糸
⑫ココヤシ、アバカ、ラミーその他の植物性紡織用繊維	㉛ガラス繊維
⑬人造繊維の長繊維*	㉜金属繊維
⑭人造繊維の長繊維**	
⑮導電性の長繊維	
⑯ポリプロピレンの人造繊維の短繊維*	
⑰ポリエステル製の人造繊維の短繊維*	
⑱ポリアミドの人造繊維の短繊維*	
⑲ポリアクリロニトリルの人造繊維の短繊維*	

* 合成繊維のものに限る

** 再生繊維又は半合成繊維のものに限る。

1. 重量によるデミニマスルール（附属書3-A注釈七）

以下の二つの要件を満たす場合にデミニマスルールが適用される（附属書3-A注釈七2）。

- (1) 産品が2つ以上の「基本的な紡織用繊維」（右図）を含むこと。
- (2) 非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用されるすべての基本的な紡織用繊維の総重量の10%を超えないこと。

2. 価額によるデミニマスルール（附属書3-A注釈八）

第61類、第62類、第63.01項～第63.06項の産品の生産にあたり、以下の二つの要件を満たす場合。ただし、本規定は「裏地及び芯地」を対象外としているため、裏地及び芯地は原産材料であることが求められる。（1）品目別原産地規則（PSR）を満たさない非原産である紡織用繊維が、産品の「項」（HS4桁レベル）以外の項に分類されること。

- (2) PSRを満たさない非原産である紡織用繊維が、産品の価額の8%（EXW及びFOB）を超えないこと。

3-18 | 自動車・同部品に関する特別規定①

- 日EU・EPAとの「キャッチアップ」の概念に基づき、日EU・EPAと同様のタイミングで、日英EPA発効後の一定期間において、付加価値基準の暫定的な緩和規定が設けられている。

<完成車（乗用車）>

HSコード	英国側譲許内容	PSRの記載	特別規定（付録3-B-1 第2節）		
			21年1月1日～ 22年1月31日	22年2月1日～ 25年1月31日	25年2月1日～
8703	7年目撤廃	MaxNOM45% 又は RVC60%	MaxNOM55% 又は RVC50%	MaxNOM50% 又は RVC55%	MaxNOM45% 又は RVC60%

<自動車部品>

HSコード	品名	英国側譲許内容	PSRの記載	特別規定（付録3-B-1 第2節）	
				(21年1月1日～22年1月31日) MaxNOM60% 又は RVC45%	(22年2月1日～) MaxNOM50% 又は RVC55%
8407及び 8408	ガソリンエンジン、 ディーゼルエンジン	即時撤廃 (一部3年目撤廃)	MaxNOM50% 又は RVC55%	(21年1月1日～22年1月31日) MaxNOM60% 又は RVC45%	(22年2月1日～) MaxNOM50% 又は RVC55%
8706	原動機付きシャシ	7年目撤廃	MaxNOM50% 又は RVC55%	(21年1月1日～24年1月31日) MaxNOM55% 又は RVC50%	(24年2月1日～) MaxNOM50% 又は RVC55%
8707	自動車の車体	7年目撤廃	MaxNOM45% 又はRVC60%	(21年1月1日～24年1月31日) MaxNOM55% 又は RVC50%	(24年2月1日～) MaxNOM45% 又は RVC60%
8708	自動車部品	即時撤廃 (その他のバンパーは3年 目撤廃、その他のシート ベルトは7年目撤廃)	CTH、 MaxNOM50% 又は RVC55%	(21年1月1日～22年1月31日) MaxNOM60% 又は RVC45%	(22年2月1日～) MaxNOM50% 又は RVC55%

3-19 | 自動車・同部品に関する特別規定②

- 特定の部品に関連する生産工程が行われた特定の自動車についての品目別原産地規則（PSR）を規定。
- 特定の部品（バンパー、車体等）については、PSRに記載されるルールに加えて、付録3-B-1 第3節に記載される生産工程が当該締約国において行われる限りにおいて、それを用いた自動車の原産性の判断にあたり、原産材料とみなされる。

HSコード	品名	譲許内容	PSRの記載	特別規定(付録3-B-1 第3節)
7007.11	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	非原産材料の焼戻し。ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
7007.21	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の合わせガラス	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	非原産材料の焼戻し又は積層。ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
8707.10 8703.21から8703.90までの各号の自動車用の鉄鋼製木ワイトボディ（注、次ページ参照）	自動車の車体	7年目撤廃	MaxNOM45%又はRVC60%	第72.07項、第72.18項及び第72.24項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産（注、次ページ参照）
8708.10 バンパー（その部分品を除く。）	バンパー及びその部分品	即時撤廃、3年目撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	生産において使用される全ての非原産であるポリマー製品及びフラットロール製品が鍛造され、又はプレス加工されること。
8708.29 車体用プレス部品（その部分品を除く） 扉組立て（その部分品を除く）	車体のその他の部分品及び附属品	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	全ての非原産材料が鍛造され、又はプレス加工されること。ドアスキン又はインソールパネルを製造するために使用される全ての非原産材料が鍛造され、又はプレス加工されること。生産において使用される全ての非原産であるドアの部品が組み立てられること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。
8708.50 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。） 非駆動軸（その部分品を除く）	駆動軸及び非駆動軸並びにこれらの部分品	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	ドライブシャフト及びディファレンシャルギヤが非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。 非駆動軸が非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。

3-20 | 自動車・同部品に関する特別規定③

- 車体 (8707.10) の特別な品目別原産地規則 (PSR) には、以下のように記載されている。

「8703.21から8703.90までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ」

(注) この節の規定の適用上、「ホワイトボディ」とは、金属部品が溶接された塗装前の車体をいい、フレーム及び車体部分の組立てを含み、次のものの枠組み構造の組立てを除く。

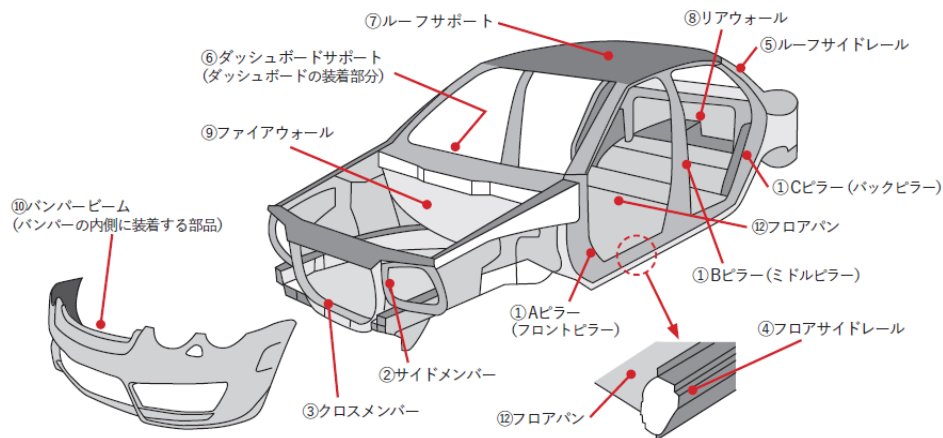
- エンジン、
- シャシの部分組立品及びトリム（ガラス、腰掛け、椅子張り用品、電子部品等）、
- 可動部品（ドア、トランク、ボンネット及びフェンダー）

「第72.07項、第72.18項及び第72.24項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産」

(注) 関連する生産工程の基準を適用するため、

(a)次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならない。

- ① Aピラー、Bピラー及びCピラー又はこれらに相当する部品
- ② サイドメンバー又はこれに相当する部品
- ③ クロスメンバー又はこれに相当する部品
- ④ フロアサイドレール又はこれに相当する部品
- ⑤ サイドパネル又はこれに相当する部品
- ⑥ ルーフサイドレール又はこれに相当する部品
- ⑦ ダッシュボードサポート又はこれに相当する部品
- ⑧ ルーフサポート又はこれに相当する部品
- ⑨ リアウォール又はこれに相当する部品
- ⑩ ファイアウォール又はこれに相当する部品
- ⑪ バンパービーム又はこれに相当する部品
- ⑫ フロアパン又はこれに相当する部品



(b)部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。

(出所)付録3-B-1 第3節

※特定部品の特別な規定の実施については、協定発効から7年後、日本と英国のどちらかから要請があった場合には、規定の見直しを行うことになっている（付録3-B-1 第4節 1）。

3-21 | その他特別な規定 ～附属品等、小売用又は輸送用の包装・こん包用材料及び容器の扱い～

- PSRのうち、付加価値基準を選択した場合、製品とともに取引される附属品・予備部品・工具・マニュアル（※）や小売用のこん包材、容器の価額は域内原産割合（RVC）の計算に加える必要がある。

※附属品・予備部品・工具・マニュアルの要件は、以下のとおり定められている。

- ① 産品本体と共に納品され、インボイス（仕入書）が産品と別立てにされていない場合。
- ② 附属品等の種類や数量および価額が、当該産品が通常販売される上で慣習的（常識的）な範囲であること（極端に高価な附属品が入っていると慣習的とみなされない）。

原産地規則		附属品・予備部品・ 工具・マニュアル	こん包材・容器 (小売用)	こん包材・容器 (輸送用)
○：右記を原産地規則の判定の際に考慮する				
×：	〃	しない		
完全生産品、原産材料のみから生産される産品		×	×	×
品目別原産地規則 (PSR)を満たす産品	関税分類変更基準	×	×	×
	付加価値基準	○	○	×
	加工工程基準	×	×	×

例

(リングケース 非原産品:500円)

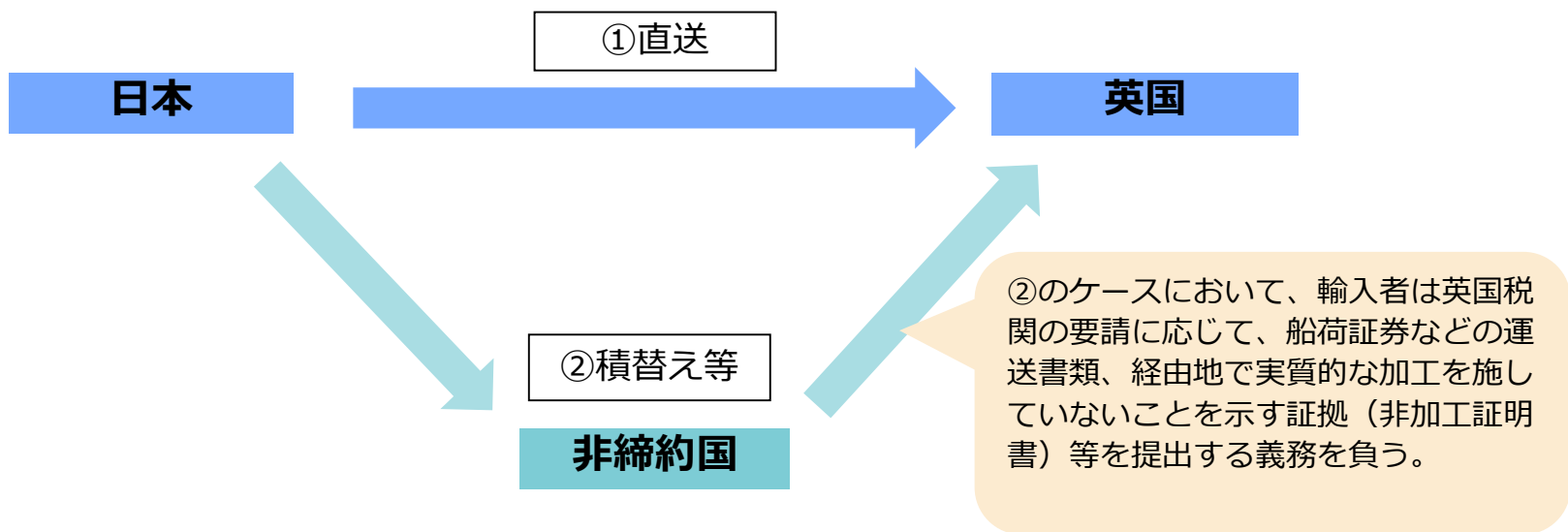
銀の指輪
(HS:7113.11)
10万円
(うち、非原産材料5,000円)

<事例:銀の指輪>

- ◆ 製品価額を10万500円
- ◆ HS7113.11の品目別原産地規則(PSR)
- ① 付加価値基準:域内原産割合(RVC)55%以上
 $(105,000 - (5,000 + 500)) / 105,000 \times 100 = 94.5\% \rightarrow$ **原産品と認められる。**
- ② 関税分類変更基準:CTH(4桁レベルの変更)
 こん包容器の関税分類変更は考慮しなくても良い。

3-22 | その他特別な規定～積送基準（変更の禁止）～

- 原産地規則を満たす原産品を英国向けに輸出する場合、日本、英国以外の非締約国を経由せずに直接輸送（①）すれば、原産性が維持される。
- 非締約国を経由する場合（②）でも、経由先で許容されている作業以上の加工を加えず、当該産品が経由先で非締約国税関の管理下であれば、原産性は失われない。



経由先で許容される作業：

- 産品の蔵置又は展示（非締約国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸出者による（又はその責任の下で行われる）貨物の分割（非締約国において税関の監視の下に置かれている場合）
- 輸入締約国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するため又は輸送に必要なその他の工程

3-23 | 英国の事前教示制度

- 英国の事前教示制度には、関税分類および原産地規則を満たしているかを確認する制度がある。

※グレートブリテンとの輸出入と北アイルランド又はEUとの輸出入の場合で、それぞれ制度が異なる。

関税分類

HMRCの事前認定に関するサイト画面

①グレートブリテンとの輸出入：「関税分類の事前認定 (Advance Tariff Ruling)」

- ◆ある製品がどの品目コードに分類されるかについて、事業者からの書面による要請に対して当局が約120日以内に回答。
- ◆申請は製品の種類ごとに個別に行わなければならない。
- ◆申請・決定受領はオンラインで行われる。

<Advance Tariff Rulingガイダンス・申請先 (HMRC) >

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-tariff-ruling-that-can-be-used-from-1-january-2021>

②北アイルランド又はEUとの輸出入：「拘束的関税分類情報 (Binding Tariff Information: BTI)」

- ◆EUの専用ポータル (Customs Trader Portal) へのアクセス権を確保の上、申請が必要。
- ◆英国歳入関税庁 (HMRC)がアクセス権を付与 (電子メールで申請)。
- ◆BTIの申請・決定受領は電子上で行われる。

<BTIガイダンス・申請先 (HMRC) >

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-tariff-information-decision>

原産地規則手続に基づく原産品認定

①グレートブリテンとの輸出入：「原産品の事前認定 (Advance Tariff Ruling)」

- ◆ある製品が原産性を満たしているか否かについて、事業者からの要請に対して当局が書面で回答 (3年間有効)
- ◆申請に必要な情報は以下ガイダンスを参照のこと。以下サイトより申請フォームをオンラインで記入の上、電子メールで提出。

<Advance Origin Rulingのガイダンス・申請先 (HMRC) >

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-origin-ruling>

②北アイルランド又はEUとの輸出入：「拘束的産地情報 (Binding Origin Information:BOI)」

- ◆ある製品が原産性を満たしているか否かについて、事業者からの要請に対して当局が約45日で書面で回答 (3年間有効)
- ◆申請に必要な情報は以下ガイダンスを参照のこと。以下サイトより申請フォームをオンラインで記入の上、電子メールで提出。

<BOIガイダンス・申請先 (HMRC) >

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-origin-information-decision>

目次

1. 日英EPAの概要と関税削減の効果
2. 関税率の調べ方
3. 原産地規則の概要
- 4. 原産地手続き**

4 | 日英EPAにおける特惠関税利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定し、関税率を調べる



原産地規則を満たしているか確認する



原産地の証明に必要な書類を準備する

4-1 | 日本が締結したEPA/貿易協定における原産地証明制度

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

自己申告制度 (自己証明制度)

日英EPA

生産者もしくは輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)

◆日英EPAの関税上の特惠待遇を要求するための方法
税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。

申請方法は以下の2パターン：

- (1) 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(第3.16条第2項(a))、又は
- (2) 「輸入者の知識」に基づく申請(第3.16条第2項(b))

【日本のEPA/FTA/貿易協定における証明制度】

EPA/FTA/貿易協定	発効時期 (未発効の場合、 署名時期)	第三者証明 制度	認定輸出者 自己証明制度	自己申告制度 (自己証明制度)
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
日マレーシア	2006年7月	○	-	-
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
CPTPP (TPP11)	2018年12月	-	-	○
日EU	2019年2月	-	-	○
日米	2020年1月	-	-	○(輸入のみ)
日英	2021年1月	-	-	○

4-2 | 原産地証明制度～自己申告制度～

- 輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる**自己申告制度**を採用。
- 税関への輸入申告時に、**輸入者**が以下書類を提出する形で行う。
- 協定に**定めのない具体的な書類の作成方法等は、輸入国側の運用に合わせた対応が必要。**
- 特惠待遇の付与の承認/否認は、最終的に**輸入国税関が判断。**
- EPA特惠申請を行う際、原産地規則を満たすことの補足説明を輸入国税関から求められた場合、輸入者が提供可能な範囲で対応する必要（第3.16条第3項）。

日英EPAの関税上の特惠待遇を受けるための方法

(1) 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請（第3.16条第2項(a)）

【必要書類】

- ①輸出者が作成した原産地に関する申告(仕入書(インボイス)その他の商業書類へ、次スライドの文言を記載)
- ②(必要に応じて)原産品であることを説明する根拠書類

(2) 「輸入者の知識」(Importer's knowledge) に基づく申請（第3.16条第2項(b)）

輸入者が、輸出者に代わり自身で製品の原産性を証明できることを前提として行う申請。
英国への輸入(日本からの輸出)の際に「輸入者の知識」に基づく申請を行う場合の具体的な手続きは、**英国歳入関税庁のガイダンス**を参照。

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-japan-cepa-guidance-on-importers-knowledge>

4-3 「原産地に関する申告」に基づく申請①

原産地に関する申告文 日本語 (附属書三-E)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111406.pdf>
(1,057ページ～)

(期間 : から まで (注1))

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号 (注2)) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地 (注3) が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準 (注4))

.....
(場所及び日付) (注5)

.....
(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの))

注1 原産地申告が同一の製品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入する。当該期間は12カ月を超えてはならない。すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

注2 輸出者が特定される参照番号を記入する。英国の輸出者であれば、英国の法規制に整合する形で登録された番号となり、日本の輸出者であれば、日本の法人番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

注3 製品の原産地、英国もしくは日本のいずれかを記入する。

注4 場合によって、以下のうち一つまたはそれ以上のコードを記入する。

「A」・・第3.2条第1項(a)で言及する製品(すなわち完全生産品)の場合

「B」・・第3.2条第1項(b)で言及する製品(すなわち原産材料のみから生産される製品)の場合

「C」・・第3.2条第1項(c)で言及する製品(すなわち品目別原産地規則を満たす製品)の場合。また加えて、以下の品目別要件のうち実際に適用されるタイプの番号を添えること

「1」関税番号変更基準

「2」非原産材料の最大価額もしくは域内原産材料の最小価額基準

「3」加工工程基準

「4」附属書3-B-1第三節(すなわち、特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則)の規定を適用する場合

「D」・・第3.5条に規定する累積

「E」・・第3.6条に規定する許容範囲(Tolerances)

注5 場所および日付は、当該情報が(申告文を記載する)文書自体に含まれる場合、省略できる。

4-4 | 日英EPA利用に際する国税庁法人番号公表サイト への英語表記登録について

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/houjin-bangou.htm>

- 日英EPAに基づき輸出者が作成する原産品申告書(原産地に関する申告)上の輸出者参照番号には法人番号を記載することとなっておりますが、英国側の税関では法人番号の確認のために国税庁法人番号公表サイト(英語版Webサイト)を参照する場合があります。
- 輸出者が法人番号を保有している場合は、原則、国税庁法人番号公表サイト(日本語版Webサイト)に法人情報((1)法人番号、(2)商号又は名称、(3)本店又は主たる事務所の所在地)が公表されますが、英語版Webサイトへの法人情報は、輸出者が登録手続を行わなければ公表されません。
- そのため、英語版Webサイトへの登録がない場合は、英国側の税関が法人番号を確認することができず、その後の手続に進めなくなる可能性があります。
- 上記のような事態を避けるため、輸出者自己申告を利用して英国へ輸出される皆様には、以下に掲載しております国税庁法人番号公表サイトから英語表記の登録をご検討ください。

(出所) 税関「原産地規則ポータル」

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

英語表記の登録のしかた

- ① 英語表記登録フォーム※1にて英語表記情報の入力・送信
- ② 送信票の印刷
- ③ 送信票(要記名押印) + **法人確認書類**の提出(郵送又は持参)※2

(注) 送信票に押印する代表者印については、印鑑登録した印鑑以外でも差し支えありません。



法人確認書類(写しても可)の具体例は、

- ・ 印鑑証明書
 - ・ 国税又は地方税の領収証書
 - ・ 納税証明書
 - ・ 社会保険料の領収証書
 - ・ 定款、寄付行為、規則又は規約
- 6か月以内に取得したものに限り
ます。

(注) 上記のうちいずれか一つをご提出ください。

- ※1 英語表記登録フォーム
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>
- ※2 提出先
〒113-8582
東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎
国税庁長官官房企画課法人番号管理室

(出所) 国税庁

4-5 「原産地に関する申告」に基づく申請②

原産地に関する申告文の記載例（英語）

(Period: from **1 March 2021** to **1 March 2022**)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No **0000000000**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of **Japan** preferential origin.

(Origin criteria used) **C1, E**

(Place and date) **1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 March 2021**

(Printed name of the exporter) **JETRO Electronics Co., Ltd.**

作成した申告文を今回の輸送のみに適用する場合には、期間の記載は不要

日本の輸出者の場合は、日本の法人番号

用いられた原産性の基準を、すべてコードで記載

- 「A」 完全生産品
- 「B」 原産材料のみから生産される産品
- 「C 1」 品目別原産地規則（PSR）のうち、関税分類変更基準を満たす産品
- 「C 2」 品目別原産地規則（PSR）のうち、付加価値基準を満たす産品
- 「C 3」 品目別原産地規則（PSR）のうち、加工工程基準を満たす産品
- 「C 4」 品目別原産地規則（PSR）のうち、特定部品に関連する生産工程を通じた自動車のPSRを満たす産品
- 「D」 累積
- 「E」 許容限度（デミニマスルール）

申告文を記載するインボイス等に場所及び日付の記載がある場合は、省略可

※上記はあくまで協定に基づく一般的な記載の例です。厳密な表記の仕方については、各締約国の税関の指示に従う必要があります。

4-6 | 記録保管義務と有効期限

・記録の保管義務

輸入者・・ **産品を輸入した日から最低3年間** 輸出者が作成する原産地に関する申告に基づく申請の場合、輸入国税関から求められた際には、原産地に関する申告書のコピーを提出しなければならない。

輸出者・・ **原産地申告を作成した日から最低4年間**
保管すべき書類は、特惠関税適用申請の方法によって異なる点に注意

特惠関税適用の申請方法	輸入者が保管義務を負う書類	輸出者が保管義務を負う書類
A 輸出者または生産者による自己申告の場合	輸出者が作成した原産地に関する申告 (第3.19条 1 (a))	原産地に関する申告の写しおよび産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録 (第3.19条 2)
B 輸入者の知識に基づく申告の場合	産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録 (同項 (b))	-(※)

※輸入者の知識に基づく申告の場合、輸出者の記録保管義務は協定上明記されていません。しかし、輸入者からの問い合わせに備え、輸出者は関連書類を保管しておくことが望ましい。

- ・ **原産地に関する申告の有効期限**：作成から12カ月間 (第3.17条第4項)
- ・ **原産地に関する申告の適用** (第3.17条第5項)
 - (a) 日本もしくは英国に輸出される一又は二以上の産品の一回限りの輸送
 - (b) 日本もしくは英国に輸出される同一の産品の二回以上の輸送
(原産地に関する申告に記載する12カ月を超えない期間内に行われるもの)

→日英EPAでは、日EU・EPAと異なり、一回限りの輸送に際しての申告適用期間について、英国への輸出の場合のみ、英国が独自に指定する12カ月を超える申告期間が適用される。

(参考資料)

日本からEU向け輸出時に日EU・EPAの適用を申請する場合は、通関申告書に指定のコードを記入

EU加盟国共通の通関申告書(単一行政文書
(Single Administrative Document: SAD))

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-procedures/general-overview/single-administrative-document-sad_en

<Box 34b>
(データ要素5/16)

34 Country origin Code
a | b | JP

<Box 36>
(データ要素4/17)

36 Preference
3 00※

<Box 44> (データ要素2/3)

44 Additional information/ Documents produced/ Certificates and authorizations
TARICコード、および必要な場合はそれに紐づく書類の情報(番号や日付等)を記載

TARIC
コード

日EU・EPAの特恵関税適用の申請方法

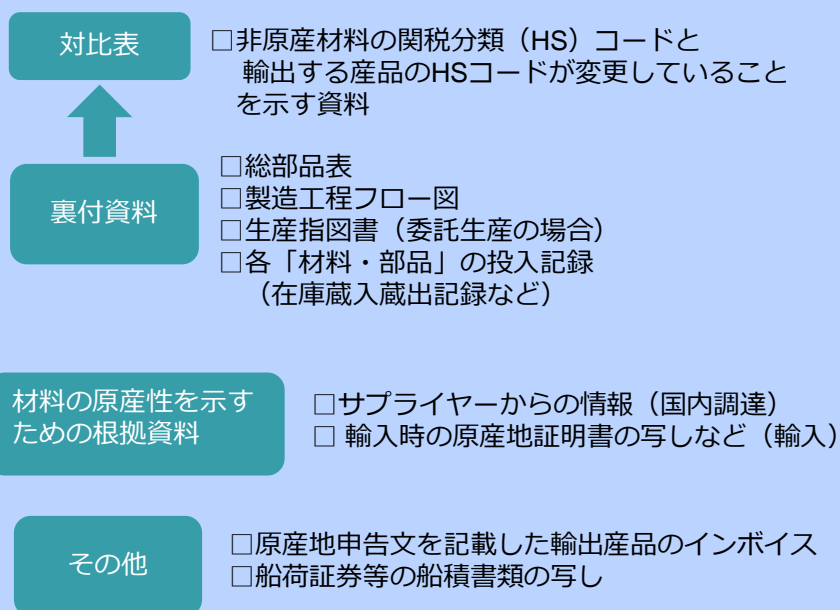
U110	輸出者が作成する原産地に関する申告 (締約国に輸入される一又は二以上の製品の <u>一回限り</u> の輸送)
U111	輸出者が作成する原産地に関する申告 (締約国に輸入される <u>同一の製品の二回以上</u> の輸送)
U112	「輸入者の知識」

(出所) 欧州委員会ガイダンスおよび欧州委員会への聞き取りによる

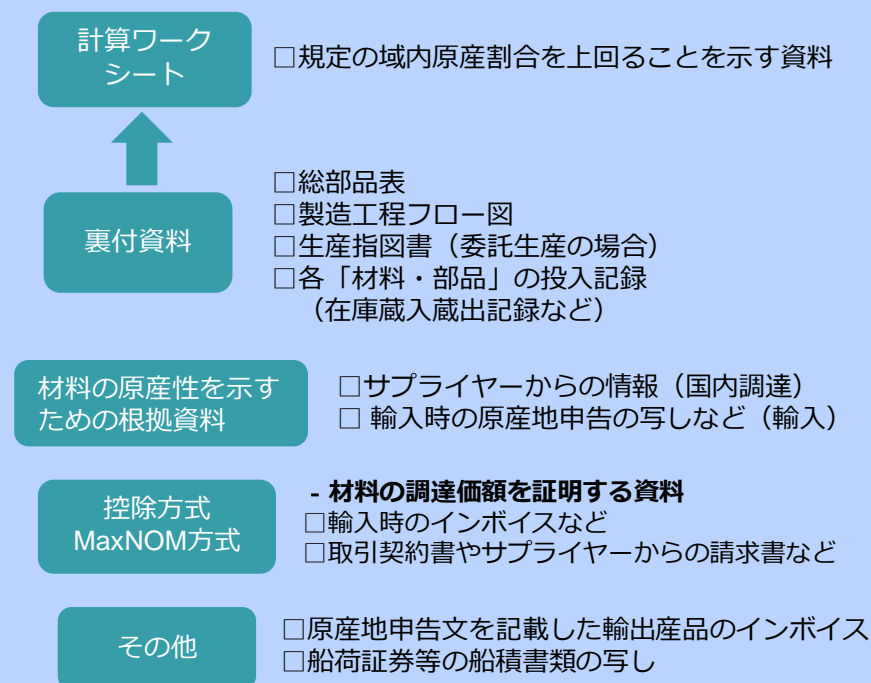
4-7 | 原産地証明の根拠

- 原産品であることを証明する根拠資料は、輸出者（生産者を含む）による申告、または輸入者の知識に基づく場合のいずれも、原則として共通。採用する原産性の判断基準に応じて根拠資料は異なる。
- 生産者ではない輸出者が原産地に関する申告を作成する場合、製品が原産品であることについて、輸出者が有する製品についての情報、又は生産者が輸出者に宛てて作成した宣誓書・誓約書に基づいて、原産地に関する申告を作成することが可能。
- 輸入者の知識に基づく場合は、輸出者または生産者から裏づけとなる書類を取り寄せる必要がある。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例



付加価値基準の場合の根拠資料の例



経済産業省「**原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示**」(具体的な資料の作成例およびフォーマット)

4-8 原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

<原産材料であることのサプライヤーからの宣誓書例>

- ✓ 品目別原産地規則（PSR）で関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要がある。
- ✓ 証明には、国内や英国のサプライヤー（また、EU拡張累積を活用する場合はEUのサプライヤーも含む）に、供給を受けた材料・部品が日英EPAにおいて原産品であることを示す宣誓書（誓約書も同義）を作成してもらう。
- ✓ 英国のサプライヤーからの材料・部品の場合、日英EPAの原産地に関する申告文があればその写しを宣誓書の代わりに用いることが可能。
- ✓ 宣誓書には、材料・部品が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品・材料の名称、型番などを記載する必要あり。

○年○月○日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
霞ヶ関製造株式会社御中

東京都千代田区大関2-10-82
じえとろ電気株式会社
代表取締役社長 貿易 する雄

宣 誓 書

拝啓
貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日英包括的経済連携協定の品目別原産地規則に基づいた原産性確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は4年間保存し、日本、英国両政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

品名	弊社型番	HSコード	判定基準	確認結果
リターンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材	XY-47	7215. 50	CTH(4桁変更)	原産材料
突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材	XY-48	7215. 50	VA(基準値55%以上)	原産材料
				以上

4-9 | EPA相談デスク : 東京共同会計事務所



<https://epa-info.go.jp/>

委託事業者: **東京共同会計事務所**
TEL 0120-910-385 Mail epa-desk@epa-info.go.jp

経済産業省委託事業

経済連携協定 (EPA) を活用して、海外事業を拡大しよう



新型コロナウイルス感染状況に伴う対面相談の受付再開についてのご案内

昨今の新型コロナウイルス(COVID-19)の感染状況を鑑みまして、休止させていただいておりました対面相談につきまして、9月度より再開させていただくこととなりました。対面相談につきましては、会場での対面形式は難しい情勢が続いているためインターネット会議形式のみのご案内となります。お申し込みに際しての注意点は下記の通りです。

注意点

- ①インターネット会議のセッティング・ご案内の関係上、メールでのご連絡が必須となりますため、必ずメールにてお問い合わせください。
- ②弊デスクにて専門相談員との日程の調整が必要となりますので、ご希望の日程通りにはご案内が出来ない場合がございますのでご了承ください。

【継続】

- ・電話でのご相談：通常通りご対応いたします。
- ・メールでのご相談：通常通りご対応いたします。
- ・ワークショップ：9月度・10月度のワークショップにつきましては引き続き「インターネット配信のみ」の形式にて再開いたします。

【再開】

- ・対面相談：「インターネット会議のみ」の形式にて再開いたします。

EPAの手続きをご相談されたい方へ

EPAをご利用の際には、以下の情報が必要となります。

お電話、メールでの問い合わせ時必ず確認させていただく事項となりますので、お問合せの前に以下(1)~(6)をご確認ください。

問診票

- 1) 輸出品は日本で生産されていますか?
- 2) 弊社は輸出者・生産者・その他のどれに該当しますか?
- 3) 仕向国はどこですか?
- 4) EPAを利用して関税率は低くなることを確認しましたか?
- 5) ご利用協定
- 6) 輸出品のHSコードを確認しましたか?

クリップボードにコピー

問診票を印刷



無料電話相談受付中

☎ 0120-910-385

※ お電話でのお問い合わせの際は、(1)~(6)の情報をお手元にお控えいただいた上で、ご相談下さい。(問診票印刷可能)

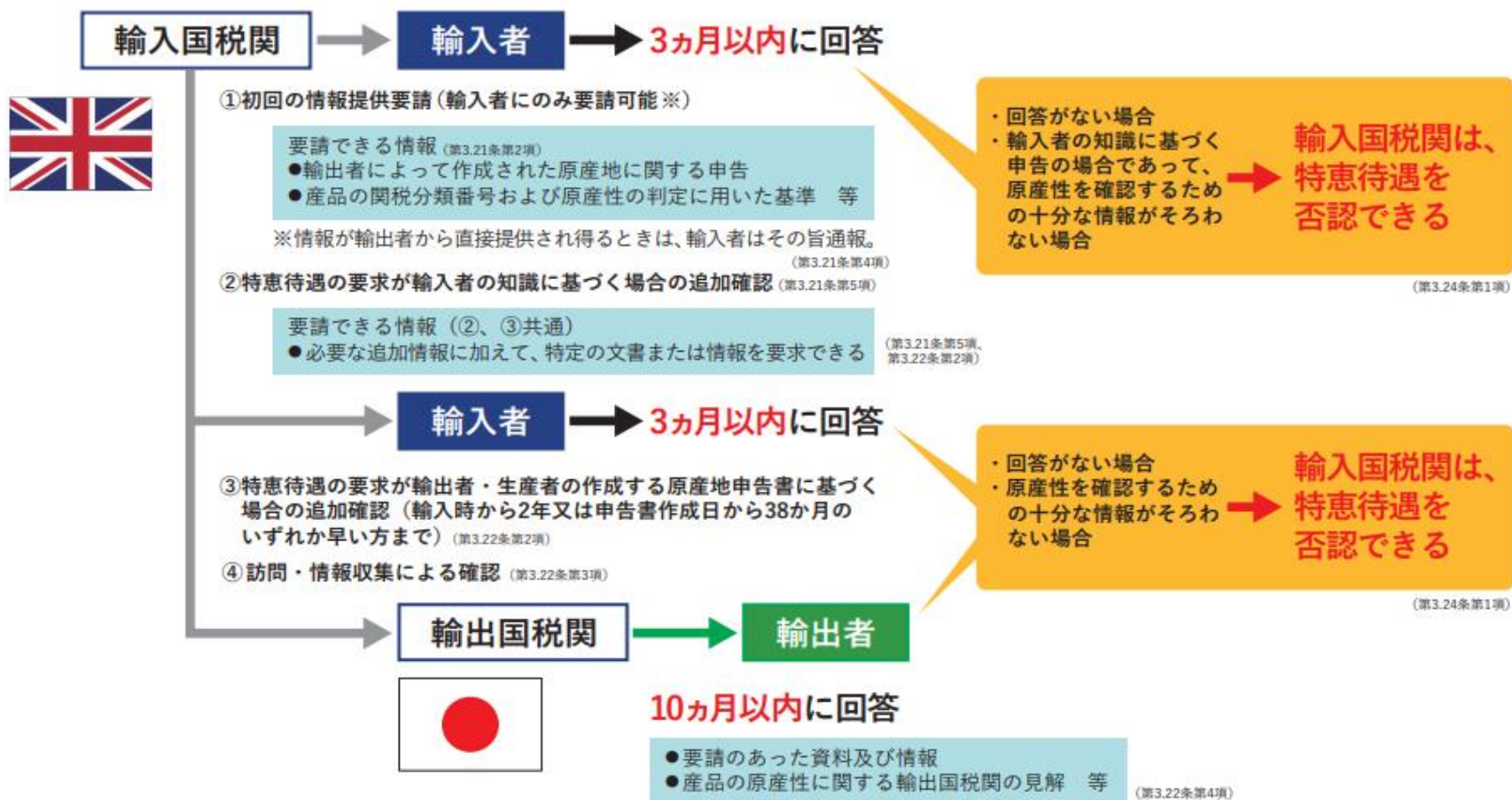
メールでのご相談はこちら

✉ epa-desk@epa-info.go.jp

4-10 | 日英EPAにおける原産性の確認手続 (検認)

- 輸入国税関から原産品であるかどうかの確認の要求があった場合、**輸出者、生産者、輸入者は、要求内容に応じて直接又は間接的に対応する必要がある。**
- 輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため、輸入国税関は、情報提供を求めることができる（いわゆる検認制度）。
- 日英EPAは、輸入税関による原産性の確認（検認）について、**輸出国税関を通じて間接的に実施する仕組み**を採用。

＜日本から英国へ輸出する場合における、原産性の確認手続きの概要＞



参考 | ジェトロの英国のEU離脱関連特集ページのご紹介

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

英国のEU離脱後のビジネス環境に関する最新情報を発信。



英国は2016年6月23日の国民投票でのEU離脱選択から約4年半の歳月を経て、離脱協定に基づき2020年1月31日にEUを離脱しました。2020年末までの移行期間中に、EU英国間の将来関係に関する協定の交渉が行われてきましたが、その結果として、同年12月24日に英国、EU間で通商・協力協定に合意、英国側の批准手続きと、EU側の暫定適用の手続きが同年中に終了し、2021年1月1日から同協定の暫定適用が開始されています。

本特集では英国・EU間の移行期間終了後の動向と日本企業への影響について最新情報を提供します。

最新ニュースに加え、**交渉の争点・進捗状況、移行期間終了後の留意点**など、**テーマ別**に資料を掲載

英国のEU離脱後のビジネス環境の変化

- 英国のEU離脱後の通商・協力協定交渉の争点と進捗状況 (2021年1月4日更新) (3.0MB)
- 英国のEU離脱協定と北アイルランド議定書の履行について (2020年12月22日更新) (1.9MB)
- 移行期間終了後の英国の法制度上の留意点 (2020年10月16日更新) (1.9MB)

ジェトロは、移行期間終了後に、EUと取引を行う在英企業、及び英国と取引を行う日本企業が注意すべき点について報告書をまとめました。

- 英国のEU離脱移行期間終了に向けた日本企業のビジネス上の留意点 (2020年10月)

ジェトロは、移行期間終了後の英国の法的枠組み及び制度関連情報に関する報告書を順次掲載していきます。

- 英国の輸入にかかる通関手続き (2020年11月) (453KB)
- 英国の輸入における税務 (関税・VAT) (2020年12月) (524KB)
- 輸入事業者・販売事業者・認定代理人 (2020年12月) (588KB)
- 英EU通商協定における原産地規則 (2020年12月) (412KB)
- 英国の輸入規制等 (2020年12月) (572KB)
- 北アイルランドにおけるノを介するEU・英国間の通関手続き、税務、基準認証 (2020年12月) (514KB)
- UKCAマーク (2020年11月) (396KB)
- 工業化学製品 (UK REACH) (2020年11月) (378KB)
- データ保護 (2020年11月) (391KB)
- 知的財産権 (2020年12月) (445KB)

参考 | ジェトロの情報発信WEBのご紹介

- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>
 (英国のEU離脱に関する情報のページ)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/>
 (英国情報のページ)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>
 (日EU・EPA/日英EPA関連情報のページ)
- https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf
 (日EU・EPA解説書のページ)
- <http://www.jetro.go.jp/biznews/>
 (世界のビジネスニュース：ビジネス短信)
- <http://www.jetro.go.jp/world/>
 (ジェトロ国・地域別情報)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html>
 (メルマガ：ユーロトレンド配信登録) (無料)



日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシアCIS課

03-3582-5569

ORD@jetro.go.jp

**〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル6階**

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。